

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月21日

【発行者名】 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山本 幸次

【本店の所在の場所】 東京都港区赤坂九丁目7番1号

【事務連絡者氏名】 太田 裕之

【電話番号】 03 - 4530 - 7093

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 AMC / ステート・ストリート・リスクバジェット型
バランス・オープン（ステイブル）

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 当初募集額 1,000億円を上限とします。
継続募集額 2兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

AMC /ステート・ストリート・リスクバジェット型バランス・オープン（ステイブル）

（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型株式投資信託振替受益権です（以下「受益権」といいます。）。

委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の依頼により、信用格付業者から提供もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

本ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

2兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額 とします。

なお、申込みの受付は原則として販売会社の毎営業日の午後3時までに受付けたものを当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。また、お申込日が米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日またはフランス及びドイツの両国の取引所または銀行の休業日となる場合には、原則としてお申込みはできません。なお、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。

収益分配金の再投資を行う場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額（信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価を行って得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額）を、計算日における受益権総口数で除して求めた1口当りの金額をいいます。基準価額は、組み入れる有価証券等の値動きにより日々変動します。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じとします。

基準価額は、販売会社（下記「（８）申込取扱場所」を参照）にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

当初申込期間 平成24年3月8日

継続申込期間 平成24年3月9日から平成25年5月20日

ただし、お申込みの取扱いは日本における販売会社の営業日に限り行われます。

また、お申込日が米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日またはフランス及びドイツの両国の取引所または銀行の休業日に当たる場合は、原則としてお申込みはできません。なお、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。

申込み（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の照会先までお問い合わせください。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

（受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

(9) 【払込期日】

ファンドの受益権の申込者は、販売会社が定める期日（詳しくは、販売会社にお問い合わせください。）までに、お申込代金をお申込みの販売会社に支払うものとします。振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に当ファンドの受託会社である中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受け付けた販売会社とします（上記「（8）申込取扱場所」の項をご参照ください。）。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

申込みの方法等

当ファンドの受益権のお申込みは、原則として米国もしくは英国の取引所または銀行の休業日またはフランス及びドイツの両国の取引所または銀行の休業日を除き、申込期間における毎営業日受け付けます。信託財産の運用が円滑に行えるよう、お申込みの受け付けは、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。なお、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います（なお、確定拠出年金制度のご利用による取得の申込みの場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。）。その際、「自動けいぞく（累積）投資コース」をお申し込みいただく方は、お買付に際して、当ファンドに係る「自動けいぞく（累積）投資契約」（別の名称で同様の内容を有する契約を含みます。）を取扱会社との間で結んでいただきます。ただし、自動けいぞく（累積）投資コースを申し込まれた場合でも、分配金を定期的に受け取る旨の契約を締結することもできます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込の受付の取消し

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天変地異等）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、信託約款の規定に従い、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受付けた取得申込を取り消すことができます。

お申込み代金の利息

お申込み代金には利息を付けません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

振替制度では、

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的および基本的性格】

当ファンドは、株式会社エー・エム・シー（AMC）が算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果を目指して運用を行います。

株式会社エー・エム・シーが、日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のブレ）総量をバジェット化することにより決定した資産配分に基づき、各資産のベンチマークのリターンを合成した指数で、資産配分は定期的に見直しが行われます。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金2兆円を限度として信託金を追加できるものとします。また委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）	独立区分	補足分類
単位型 追加型	国内	株式	MMF	インデックス型 特殊型
	海外	債券 不動産投信 その他資産	MRF	
	内外	（ ） 資産複合	ETF	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する商品分類

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書又は信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 （収益の源泉）	資産複合	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投信及びその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書又は信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般	年1回	グローバル				

大型株 中小型株	年2回	日本				ブル・ベア型
債券	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり	日経 225	
一般 国債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		()		条件付運用型
不動産投信	年12回 (毎月)	アジア			TOPIX	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券)、資産配分変更型))	その他 ()	アフリカ			その他 (AMCリスク バジェット型 資産配分モデル 指数)	その他
資産複合 資産配分固定型 資産配分変動型		中近東 (中東) エマージング				()

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドが該当する属性区分

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（資産複合（株式、債券）、資産配分変更型）	目論見書又は信託約款において、株式、債券、不動産投資以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、組入資産を表します。なお、当ファンドにおける組入資産は、投資信託証券です。
決算頻度	年1回	目論見書又は信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書又は信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書又は信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書又は信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	その他	「その他」とは日経225またはTOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

商品分類、属性区分は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しています。商品分類、属性区分の全体的な定義等

は社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの目的

当ファンドは、株式会社エー・エム・シー（AMC）が算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券（以下「マザーファンド」といいます。）への投資を通じて、中長期的に「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果を目指して運用を行います。

ファンドの特色

- 1 株式会社エー・エム・シーが算出した資産配分に基づき、マザーファンドの配分を行います。
日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のブレ）総量をバジェット化することにより、株式会社エー・エム・シーが決定した資産配分に基づき、資産別のインデックス型マザーファンドの配分を行います。なお、資産配分は定期的に見直しが行われます。
＜株式会社エー・エム・シーの概要＞
平成10年2月に設立され、年金基金ならびに金融機関等の資産運用について、資産配分の策定・運用機関の選択と配分構成・リスク管理に至るまで、トータルなコンサルティングサービスを提供しています。
- 2 マザーファンドは、それぞれのベンチマークに連動した投資成果の獲得を目指し、当ファンドは、「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果を目指します。
マザーファンドのベンチマークについては、「マザーファンドの概要」をご参照ください。
また、「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」とは、株式会社エー・エム・シーが決定した資産配分に基づき、各ベンチマークのリターンを合成した指数です。
- 3 実質的に保有する外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
投資対象国の通貨と円との間の為替変動により基準価額は変動します。

ファンドの運用の仕組み

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



※各マザーファンドには、当ファンド以外にも、各マザーファンドに投資する他のファンド（ベビーファンド）があります。

■ 主な投資制限

1. マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
2. 株式、公社債および外貨建資産、それぞれの実質投資割合には制限を設けません。
3. 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
4. デリバティブ取引は、約款に定める範囲で行います。

投資対象とするマザーファンドの概要

■ ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、TOPIX(東証株価指数配当込み)に連動した投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本の取引所に上場されている株式
投資態度	・ TOPIX(東証株価指数配当込み)をベンチマークとします。 ・ 株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

■ ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	わが国の公社債等
投資態度	・ NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ・ 債券組入比率は原則として高位を維持します。

■ ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

運用の基本方針	中長期的な観点から、日本を除く世界の主要国の株式市場の動き(MSCI コクサイ指数、円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。)
投資態度	・ 日本を除く世界の取引所に上場されている株式(それらに類するものを含みます。)を主要投資対象とし、MSCI コクサイ指数(円ベース)に連動した投資成果を目指して運用を行います。 ・ 株式の組入比率は、原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※MSCI コクサイ指数(円ベース)とは、MSCI コクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

■ ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

運用の基本方針	主として日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象としシティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等
投資態度	・ 公社債への投資は原則として高位を維持します。 ・ 外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

※シティグループ世界国債指数(除く日本、円ベース)とは、シティグループ世界国債指数(除く日本)の構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

■ 収益分配方針

毎決算時(原則として2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益(評価益を含みます。)等の範囲内とします。
- ② 分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

■ 収益分配金に関する留意事項

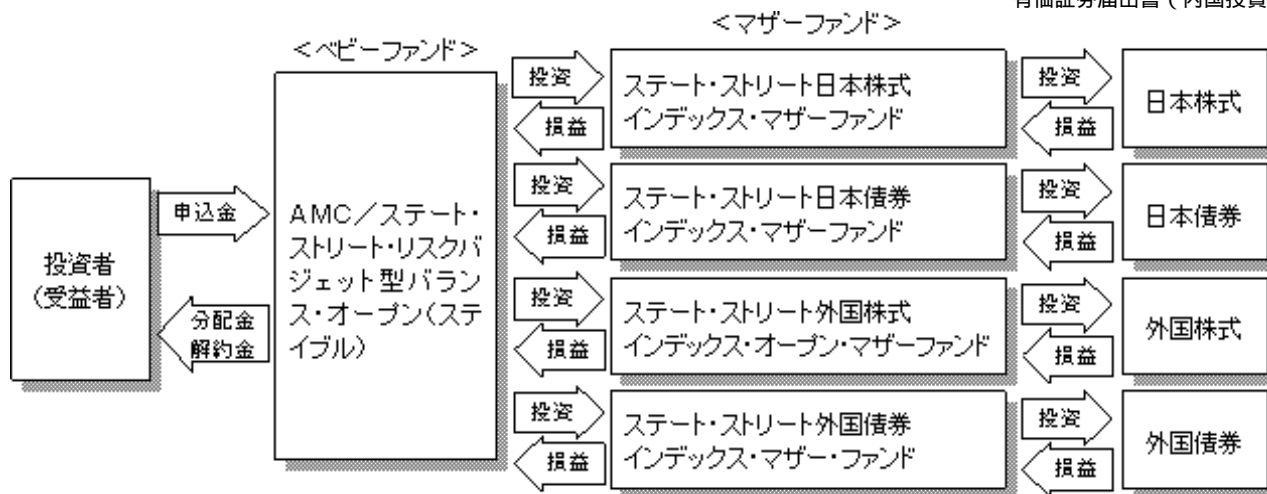
- ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年3月9日 投資信託契約締結、設定、運用開始(予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドは、「ファミリーファンド方式」により運用を行います。「ファミリーファンド方式」とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンド(当ファンド)とし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。また、マザーファンドの損益はすべてベビーファンドに還元されます。



ファンドの関係法人

ファンドの関係法人は以下のとおりです。

- 1) ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます。）

委託会社は、信託財産の運用指図、目論見書および運用報告書の作成等を行います。

- 2) 中央三井アセット信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）

（注）平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号は三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

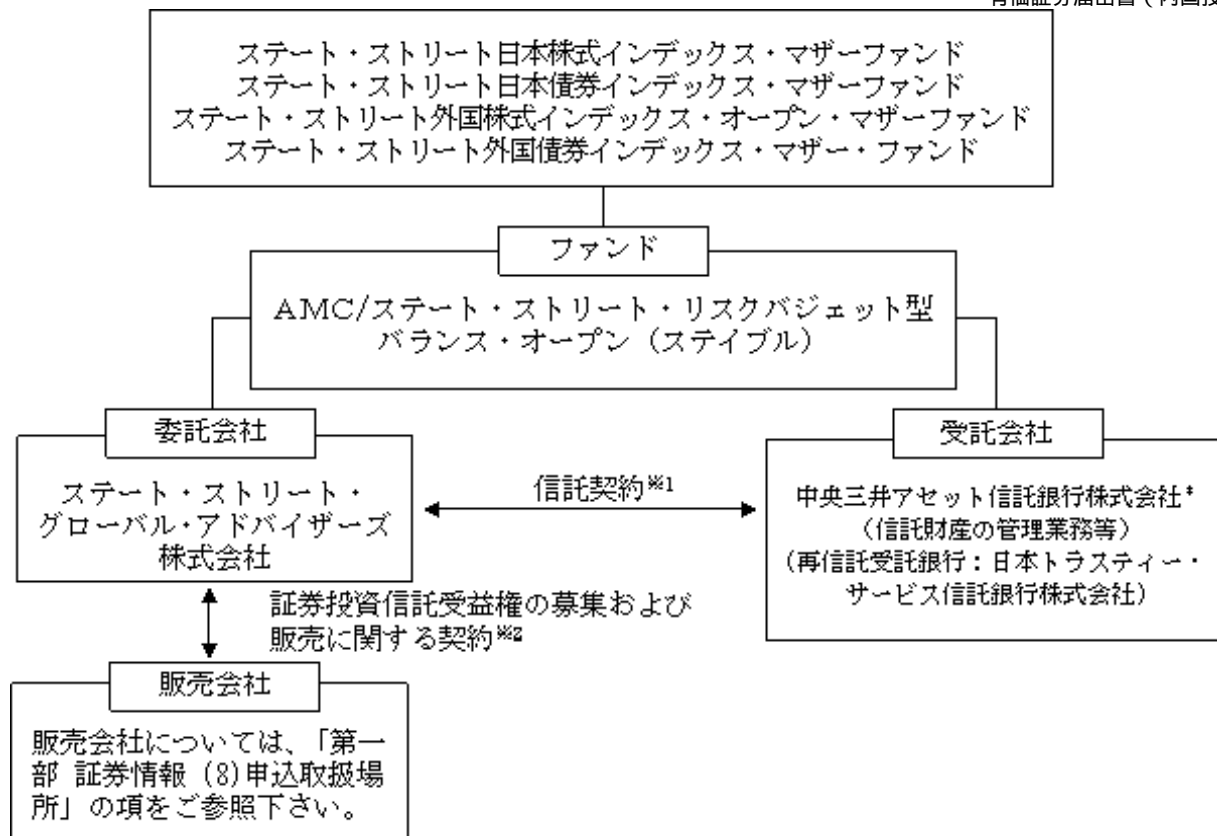
（再信託受託会社：日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社）

受託会社は、信託財産の管理業務、信託財産の計算等を行います。また、信託事務の一部につき、日本トラスティー・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。

- 3) 販売会社

販売会社は、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払い等を行います。

ファンド関係法人



1 信託契約

委託会社、受託会社および受益者に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益権に関する事項ならびに信託の元本および収益の管理ならび運営に関する事項等が定められます。

なお、ファンドは、委託会社と受託会社とが信託契約を締結することにより成立します。信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づき、あらかじめ監督官庁に届け出た信託約款の内容に基づいて締結されます。

2 証券投資信託受益権の募集および販売に関する契約

販売会社の募集の取扱い、換金の取扱い、償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められます。

* 平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号は三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

委託会社の概況（平成23年12月30日現在）

1) 資本金

3億1千万円

2) 沿革

平成10年2月25日	ステート・ストリート投資顧問株式会社 設立
平成10年3月31日	投資顧問業の登録
平成10年8月28日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社に商号変更
平成10年9月30日	投資一任契約に係る業務の認可
平成10年9月30日	証券投資信託の委託会社としての認可取得
平成19年9月30日	金融商品取引業者の登録
平成20年7月1日	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に商号変更

3) 大株主の状況

（平成23年12月30日現在）

氏名または名称	住所	所有株数	所有比率
---------	----	------	------

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス・リンク	アメリカ合衆国デラウェア州ウィルミントン センターヴィル・ロード2711	6,200株	100%
---	--------------------------------------	--------	------

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、株式会社エー・エム・シー（AMC）が算出した資産配分に基づき、日本および世界主要国の株式や公社債等を主要投資対象とする資産別のインデックス型マザーファンド受益証券への投資を通じて、中長期的に「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」に連動した投資成果を目指して運用を行います。株式会社エー・エム・シーが、日本および世界主要国の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のプレ）総量をバジェット化することにより決定した資産配分に基づき、各資産のベンチマークのリターンを合成した指数で、資産配分は定期的に見直しが行われます。

「ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド」、「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」、「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）を主要投資対象とします。

「AMCリスクバジェット型資産配分モデル指数」をベンチマークとします。

各マザーファンド受益証券のベンチマークは下記の通りで、各マザーファンド受益証券においては、それぞれのベンチマークに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行います。

ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：TOPIX（東証株価指数配当込み）]

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド
[ベンチマーク：NOMURA - BPI総合指数]

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド
[ベンチマーク：MSCIコクサイ指数（円ベース¹）]

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド
[ベンチマーク：シティグループ世界国債指数（除く日本、円ベース²）]

¹ MSCIコクサイ指数の構成国の国別指数および構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

² シティグループ世界国債指数（除く日本）の構成通貨の通貨別指数をもとに、投資信託の会計基準に合わせて委託会社が円換算のうえ合成して指数化したものです。

マザーファンド受益証券の組入れに伴う実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。以下同じ。）を行うことができます。信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（２）【投資対象】

委託会社は、信託金を、主としてステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社を委託者とし、中央三井アセット信託銀行株式会社を受託者として締結された「ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド」、「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」、「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」および「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下総称して「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。（信託約款等15条）

- 1．株券または新株引受権証書
- 2．国債証券
- 3．地方債証券
- 4．特別の法律により法人の発行する債券
- 5．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6．特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）
- 7．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）
- 8．協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）
- 9．特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）
- 10．コマーシャル・ペーパー
- 11．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
- 14．投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）
- 15．外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）
- 16．オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第２条第１項第19号で定めるものを

いい、有価証券に係るものに限ります。)

17. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
21. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
22. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

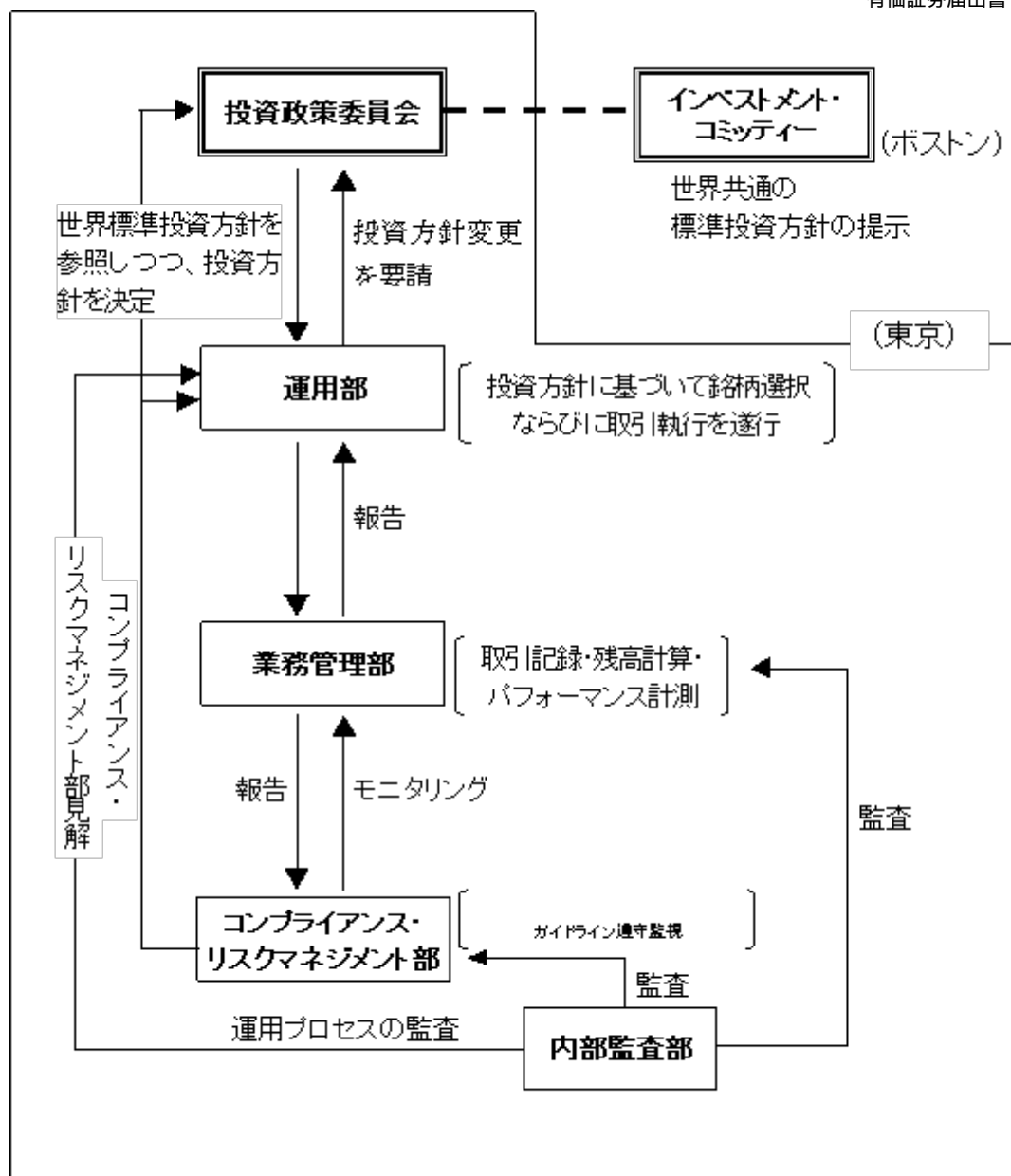
1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券(取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能(市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。))な投資信託証券)を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。以下同じ。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3)【運用体制】



委託会社において、運用部の各ファンド担当者がそのポートフォリオ管理、運用モデル／プロセスの改善の任に就いていますが、常にボストン本社を中心とした海外拠点の当該ストラテジーに関わる運用担当者との意見・情報交換を行いながら、モデルの問題点・改善点、パフォーマンス、市場・運用情報などにつきコミュニケーションを保っています。

運用の報告は、委託会社の投資政策委員会に対してなされます。投資政策委員会は、チーフ・インベストメント・オフィサー、各運用戦略責任者、業務管理部責任者、コンプライアンス責任者等により構成されています。なお、投資政策委員会においては、各ファンドのパフォーマンス、取引先別の売買高、売買手数料などを確認し、ガイドラインからの乖離や、同一戦略のファンド間でのパフォーマンスの乖離状況等の報告を受けます。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として2月20日。ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

分配対象額は経費控除後の利子、配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の範囲内とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額

が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

< 収益分配金に関する留意事項 >

- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

（５）【投資制限】

信託約款の「運用の基本方針」に定める主な投資制限

- 1) マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。
- 2) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質投資割合には制限を設けません。
- 3) 公社債の実質投資割合には制限を設けません。
- 4) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
- 5) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 6) デリバティブ取引は、約款20条、第21条および第22条の範囲で行います。

信託約款上のその他の投資制限（信託約款第18条）

- 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、または取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するもの（上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券及び新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものを含みます。）とします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- 2) 信用取引の指図範囲（信託約款第19条）
 - (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - (b) 上記(a)の信用取引の指図にあたっては、当該売り付けに係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
 - (d) 上記(b)においてマザーファンドの信託財産に属する当該売り付けに係る建玉のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該売り付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
 - (e) 委託会社は、上記(a)の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認め

たときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

3) 先物取引等の運用指図（信託約款第20条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

4) スワップ取引の運用指図（信託約款第21条）

- (a) 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少してスワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部解約を指図するものとします。
- (d) 上記(c)においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- (e) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (f) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

5) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図（信託約款第22条）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 6) 有価証券の貸付の指図および範囲（信託約款第23条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券を貸付けることの指図をすることができます。
- (b) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 7) 公社債の空売りの指図範囲（信託約款第24条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借り入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 上記（a）の売り付けの指図にあたっては、当該売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 公社債の借入れ（信託約款第25条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 上記（a）の指図にあたっては、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 上記（a）の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 9) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款第26条）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 10) 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款第27条）
- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) 上記（a）の予約取引の指図は、原則として信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するため、もしくはベンチマークとの連動性を維持するための当該予約取引の指図につい

ては、この限りではありません。

- (c) 上記(b)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- (d) 上記(a)および(b)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

その他の法令上の投資制限

当ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下のとおりです（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号）。上記 および において記載された投資制限によって特定の法令上の投資制限が充足されている場合には、当該法令上の投資制限は本 において記載されていません。

委託会社は、当ファンドの信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該信託財産に係る次の(a)および(b)に掲げる額（これに係る取引のうち、当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに(c)および(d)に掲げる額の合計額を下回ることもかかわらず、当該信託財産に係る有価証券先物取引等を行うことまたは継続することを受託会社に指図することはできません。

- (a) 当該信託財産に係る先物取引等評価損。但し、有価証券オプション取引等（有価証券オプション取引、外国有価証券市場におけるこれと類似の取引および金融先物取引法第2条第4項第3号に掲げる取引（海外金融先物市場（同条第9項に規定する海外金融先物市場をいいます。）におけるこれと類似の取引を含みます。）をいいます。（b）において同じ。）および有価証券店頭オプション取引等（有価証券店頭オプション取引、同条第5項第2号に掲げる取引および選択権付債券売買（当事者の一方が受渡日を指定できる権利を有する債券売買であって、行使期間内に受渡日の指定が行われない場合には、当該債券売買の契約が解除されるものをいいます。）をいいます。（b）において同じ。）の売付約定に係るものを除きます。
- (b) 当該信託財産に係る有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等（オプションの行使の対象となる一つまたは複数の有価証券もしくは有価証券指数またはこれと類似するものをいいます。）の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。
- (c) 当該信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。
- (d) 当該信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第10号の2に規定するオプションを表示する証券または証書をいいます。）に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

（参考）「ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1．基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、TOPIX（東証株価指数配当込み）に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本の取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

（2）投資態度

TOPIX（東証株価指数配当込み）をベンチマークとします。

株式の組入比率は、原則として信託財産総額の50%超を基本とします。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（3）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（a）有価証券

（b）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第16条、第17条および第18条に定めるものに限りません。）

（c）金銭債権

（d）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

（a）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証書

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 13) 投資証券もしくは投資法人債券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 14) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、)。
- 15) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 16) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、)。
- 18) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1)の証券または証書、上記15)の証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から上記6)までの証券、上記15)の証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記12)の証券および上記13)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(4) 主な投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産への投資は行いません。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下としま

す。

信用取引の指図は、約款第15条の範囲で行います。

有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。

金利先渡し取引は、約款第18条の範囲で行います。

（参考）「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1．基本方針

この投資信託は、中長期的な観点から、NOMURA-BPI総合指数に連動した投資成果を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

わが国の公社債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。

債券組入比率は原則として高位を維持します。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡し取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

（3）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（a）有価証券

（b）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限り、）

（c）金銭債権

（d）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

（ a ）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1）株券または新株引受権証書
- 2）国債証券
- 3）地方債証券
- 4）特別の法律により法人の発行する債券
- 5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9）特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10）コマーシャル・ペーパー
- 11）新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12）投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 13）投資証券もしくは投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 14）オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、）
- 15）預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 16）貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 17）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、）
- 18）抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、上記1）の証券または証書、上記15）の証書のうち上記1）の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2）から上記6）までの証券、上記15）の証書のうち上記2）から上記6）までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記12）の証券および上記13）の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1）預金
- 2）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3）コール・ローン
- 4）手形割引市場において売買される手形

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

（４）主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能なものに限り、実質的投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等は、約款第15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第16条の範囲で行います。

金利先渡取引は、約款第17条の範囲で行います。

（参考）「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート外国株式インデックス・マザーファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1．基本方針

この投資信託は、日本を除く世界の主要国の株式を投資対象とし、中長期的に日本を除く世界の主要国の株式市場（MSCIコクサイ指数）の動きに連動した投資成果の獲得をめざして運用を行う事を基本とします。

2．運用方法

（１）投資対象

日本を除く世界各国の取引所上場株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とします。

（２）投資態度

株式への投資にあたっては、日本を除く世界各国の株式（これに準ずるものを含みます。）を主要投資対象とし、MSCIコクサイ指数に連動した投資成果をめざして運用を行います。

株式の組入率は、原則として高位を維持します。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

（３）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - (a) 有価証券
 - (b) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第17条、第18条および第19条に定めるものに限りません。）
 - (c) 金銭債権
 - (d) 約束手形
 - 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
 - (a) 為替手形
- 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) コマーシャル・ペーパー
 - 7) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 8) 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前各号の証券または証券の性質を有するもの
 - 9) 投資信託又は外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号定めるものをいいます。）
 - 10) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（クローズド・エンド型の会社型外国投資信託証券を除きます。以下同じ。）（金融商品取引法第2条第1項第11号定めるものをいいます。）
 - 11) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 12) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 - 13) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 14) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

15) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、第1号の証券または証書および第8号の証券または証書のうち上記1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から上記5)までの証券および上記8)の証券または証書のうち上記2)から上記5)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。また、上記9)または上記10)の証券を以下「投資信託証券」といいます。委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

（4）主な投資制限

株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には制限を設けません。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。

金利先物取引及び為替先渡取引は、約款第19条の範囲で行います。

（参考）「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要

当ファンドが主たる投資対象とする「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」には、当ファンドと同様の投資リスクがあります。「ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド」の投資方針の概要は、以下の通りです。

1．基本方針

この投資信託は、主として日本を除く世界主要先進国の国債、政府機関債等を主要投資対象としシティ・グループ世界国債指数（除く日本）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

2．運用方法

（1）投資対象

日本を除く世界主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とします。

（2）投資態度

公社債への投資は原則として高位を維持します。

外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。その際の実質投資比率は、原則として信託財産の純資産総額の100%以内とします。また、実質投資比率がこの上限を超過した場合には、速やかに調整するものとします。なお、ここでいう実質投資比率は、現物資産の時価総額と有価証券先物等の買建玉の時価総額の合計額から売建玉の時価総額を差引いた額の、純資産総額に対する比率をいいます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては上記の運用ができないことがあります。

（3）投資対象

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1）次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

（a）有価証券

（b）デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第15条、第16条および第17条に定めるものに限りません。）

（c）金銭債権

（d）約束手形

2）次に掲げる特定資産以外の資産

（a）為替手形

委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1）株券または新株引受権証券

2）国債証券

3）地方債証券

4）特別の法律により法人の発行する債券

5）社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

- 9) 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り、有価証券に係るものに限ります。)
- 17) 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 20) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの。
- 21) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り、有価証券に限り、有価証券に係るものに限ります。)
- 22) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

なお、上記1)の証券または証書、上記12)および上記17)の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、上記2)から上記6)までの証券ならびに上記12)および上記17)の証券または証書のうち上記2)から上記6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、上記13)の証券および上記14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(4) 主な投資制限

公社債の投資割合には制限を設けません。

株式への投資は、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の転換による取得に限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

有価証券先物取引等は、約款15条の範囲で行います。

スワップ取引は、約款16条の範囲で行います。

金利先渡取引及び為替先渡取引は、約款17条の範囲で行います。

ベンチマークについて

TOPIX(東証株価指数配当込み)

- ① TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は株式会社東京証券取引所が有します。
- ② 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- ③ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの商標の使用もしくはTOPIXの指数の引用に関して得られる結果について、何ら保証、言及するものではありません。
- ④ 株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、株式会社東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- ⑤ 当ファンドは、株式会社東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- ⑥ 株式会社東京証券取引所は、当ファンドの購入者または公衆に対し、当ファンドの説明、投資のアドバイスを義務を持ちません。
- ⑦ 株式会社東京証券取引所は、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社または当ファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- ⑧ 上記に限らず、株式会社東京証券取引所は当ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。また、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

MSCI コクサイ指数

MSCI コクサイ指数は、MSCI Inc.の登録商標です。

当ファンドは、MSCI Inc.（以下、「MSCI」といいます。）、MSCIの関連会社およびMSCI指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者（以下、総称して「MSCI関係者」といいます。）、が、保証、推奨、販売、または宣伝するものではありません。MSCI指数はMSCIが独占的に所有しています。MSCIおよびMSCI指数は、MSCIおよびその関連会社のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）、は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI関係者は、当ファンドの所有者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI指数の能力に関して、明示的であると暗示的であると問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCIおよびその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI指数は、当ファンドまたは当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に問わず、MSCIにより決定、作成、計算されています。MSCI関係者は、MSCI指数の決定、作成、あるいは計算において、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人の要求を考慮にいれる義務は一切ありません。MSCI関係者は、当ファンドの発行時期、発行価格または発行数量の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定について責任を負うものではなく、参加しておりません。MSCI関係者は、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCIは、自らが信頼できると考える情報源からMSCI指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI関係者は、MSCI指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および/または完全性について保証するものではありません。MSCI関係者は、明示的にも暗示的にも、当ファンドの発行者（SSgA）、所有者あるいはいかなる個人または法人が、MSCI指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について、保証を行うものではありません。MSCI関係者は、MSCI指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI関係者は、明示的、暗示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI関係者は、特定目的のための市場性および適切性について、何ら保証しないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む。）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI関係者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または所有者あるいはいかなる個人または法人は、MSCIの許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCIに問い合わせることなく、当ファンドを保証、推奨、売買、または宣伝するためにいかなるMSCIのトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCIの書面による許諾を得ることなくMSCIとの関係を一切主張することはできません。

シティグループ世界国債指数(除く日本)

「CITIGROUP」は、シティグループまたはシティグループ関連会社の登録商標およびサービスマークであり、世界中において使用・登録されています。シティグループ世界国債指数(除く日本)は、シティグループ・インデックスLLCによって所有・保持されています。

シティグループ世界国債指数(除く日本)（以下、「WGBI」といいます。）、は、シティグループ・インクおよびその関連会社（以下、総称して「シティグループ」といいます。）、のサービスマークであり、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下、「SSgA」といいます。）、が利用許諾に基づき特定の目的において使用します。当ファンドは、シティグループによって支持、保証、販売または販売促進されるものではありません。シティグループは、当ファンドの所有者、所有者となる可能性のある者もしくは一般の者に対して、有価証券全般または当ファンドへの投資適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら表明または保証するものではありません。シティグループのSSgAに対する唯一の関係は、シティグループが有する特定の情報、データおよび登録商標についての利用許諾を与えるものです。シティグループは、WGBIに関する決定、作成および計算について、SSgAまたは当ファンドを考慮することなく行います。シティグループは、WGBIに関する決定、作成または計算において、SSgAまたは当ファンドの所有者の要望等を考慮せずに行います。シティグループは当ファンドの価格・数量の決定、発行・販売に関する時期、または当ファンドを現金に換算する式の決定もしくは計算に関わらず、これらに責任を負いません。シティグループは、当ファンドの管理、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

シティグループは、WGBIまたはそれに含まれるいかなるデータの正確性や完全性を保証するものではありません。シティグループは、WGBIまたはそれに含まれる一切のデータの使用により、SSgA、当ファンドの所有者あるいは所有者となる可能性のある者、またはその他の者や組織に生じた結果に対して、明示的にも暗示的にも何ら保証しません。シティグループは、WGBIまたはそれに含まれる一切のデータに関して、商品性の保証や特定の目的・使用における適合性に対する一切の保証を免除されることを明示し、かつそれらに関して明示もしくは暗示の保証も行いません。以上のことに問わず、いかなる直接的、特別な、罰則的、間接的あるいは結果的損害(逸失利益を含む)について、仮にその可能性について事前に通知されていたとしても、シティグループが責任を負うことはありません。

3【投資リスク】

(1) ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本および世界主要国の株式や公社債等に分散投資を行います。主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、受益権のお申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドの受益権へのお申込みを行ってください。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元本が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて当ファンドの受益者に

帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクおよび留意点は以下のとおりですが、当ファンドのリスクおよび留意点を完全に網羅しておりませんのでご注意ください。また、ファンドのリスクは以下に限定されるものではありません。

資産配分リスク

当ファンドは、国内外の株式や公社債等、運用資産全体のリスク（＝収益のブレ）総量をバジェット化することにより、市場環境に応じて決定した最適な資産配分比率に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予期しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

株価変動リスク

当ファンドは、日本および世界主要国の株式を実質的な投資対象としていることから、株式の投資に係る価格変動リスクを伴います。一般に、株式の価格は、個々の企業の活動および業績、経営方針、ならびに法令順守の状況等に反応して変動するほか、投資対象国の経済情勢および景気見通し、ならびに金利変動、為替相場およびそれらの見通し等にも反応して変動します。従って、マザーファンドに組み入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落する可能性があります。

信用リスク

当ファンドは、日本および世界主要国の株式や公社債等を実質的な投資対象としていることから、株式の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。また公社債等の価格は、公社債等の発行体の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等、信用状況によって変動し、特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。従って、このような状態が生じた場合には、当ファンドが実質的に保有する株式や公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。また、金融商品取引の相手方や受託者の決済不履行または債務不履行等により損失を被ることがあります。運用資産の規模等によっては、当ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

金利変動リスク

当ファンドは、日本および世界主要国の公社債等を実質的な投資対象としていることから、金利変動リスクを伴います。一般に、公社債等の価格は、金利が上昇した場合には下落し、金利が下落した場合には上昇します（価格の変動幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。従って、金利が上昇した場合、当ファンドが実質的に保有する公社債等の価格が下落し、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

当ファンドの実質的な投資対象である世界主要国の株式や公社債等（日本を除く）は外貨建資産であるため、当ファンドの基準価額は為替変動の影響を受けます。一般に、主な為替相場の変動要因としては、金利変動、中央銀行等による政策金利の変更または為替介入、政治的要因等があります。

流動性リスク

投資対象となる有価証券の市場規模や取引量が少ない状況や解約資金を手当てするために実質的に保有する有価証券を大量に売却しなければならない状況においては、有価証券の取得、売却

時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

また、解約資金の手当てが間に合わず、売却した有価証券等の売却代金回収までの期間、一時的に当ファンドで資金借入を行うことによって解約金の支払いに対応する場合があります、その場合の借入金利は当ファンドが負担することになります。

投資対象国への投資リスク

当ファンドが実質的に保有する有価証券の発行国（投資対象国）における政治不安や社会不安、あるいは他国との外交関係の悪化などの要因により、投資成果に大きく影響することがあります。また、投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送金規制などの様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の有価証券への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。

デリバティブ取引のリスク

先物・スワップ取引等のデリバティブ取引を用いた投資手法は運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による当ファンドおよびマザーファンドへの影響を低減するために用いられますが、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、また用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

パッシブ運用のリスク

当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドは各々パッシブ運用を採用しています。パッシブ運用とは、ベンチマーク（参考指数）とするインデックスと連動する投資成果を目指す運用手法であり、ファンド・マネジャーが経済情勢、市場分析等に基づき個別銘柄の売買を行うことによりインデックスを上回る投資成果を目指すアクティブ運用とは異なります。

各マザーファンドは、投資成果をインデックスにできるだけ連動させるため、原則としてポートフォリオにおける時価構成をインデックスにおける銘柄別時価構成比に近づけるように投資対象銘柄の売買を行います。ただし、インデックス採用銘柄の変更や資本異動等によりポートフォリオの調整が行われる場合等、個別銘柄の売買等にあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があるため、基準価額の変動率がインデックスの変動率に一致せず、ファンドの投資成果がインデックスの投資成果に連動しない場合があります。また、インデックス採用銘柄の売買停止等の理由により当該銘柄に投資できない場合、インデックスの投資成果に連動させるため、インデックス採用銘柄以外の銘柄に投資する場合があります。

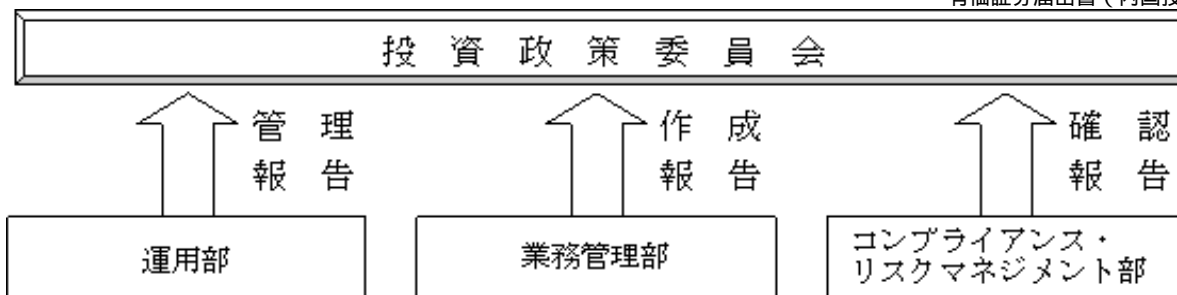
ファミリーファンド方式のリスク

当ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド（ベビーファンド）に追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて有価証券の売買等が行われた場合等には、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあり、これにより、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

（２）その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

（３）リスク管理体制



運用部に属するポートフォリオ・マネージャーは約款に定める運用方針に加え、内部ガイドラインを作成し、徹底したリスク管理と厳格なポートフォリオ管理を行います。

業務管理部の運用評価グループは、毎月パフォーマンス分析レポートを作成し、月次収益率と対ベンチマーク超過リターンの算出と要因分析を行います。

コンプライアンス・リスクマネジメント部では、全ファンドにおける運用ガイドライン遵守状況を運用部から離れた立場で確認しております。

投資政策委員会において投資行動やパフォーマンスに関する運用の報告内容を確認するとともに、毎月末の運用ガイドライン遵守状況等の確認をします。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

お申込み手数料は、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。お申込み手数料には消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）がかかります。

なお、現在申込可能な販売会社では、無手数料です。

分配金を再投資する場合の手数料は、無手数料とします。

償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合（以下「償還乗換え」といいます。）には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数については上記手数料を無料とします。

「償還乗換え」とは、取得申込み日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券投資信託の償還金（信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込み日の属する月の前3ヵ月以内における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。）をもって、その支払いを行った販売会社でこのファンドをお申込みいただく場合をいいます。なお、償還乗換えの際に償還金等の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料は、ありません。

ただし、換金（解約）時に信託財産留保額（換金申込日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じて得た額）が差し引かれます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる信託報酬は、以下の合計額とします。

- 以下の支払先が行う当ファンドに関する業務の対価として、当ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、以下の支払先に対してそれぞれ以下の額

支払先	報酬額
委託会社	信託財産の純資産総額の年率0.63%（税抜0.60%）相当額

販売会社	信託財産の純資産総額の年率0.105%（税抜0.10%）相当額
受託会社	信託財産の純資産総額の年率0.0525%（税抜0.05%）相当額
合計	信託財産の純資産総額の年率0.7875%（税抜0.75%）相当額

・マザーファンドで有価証券の貸付の指図を行った場合は、その品貸料のうち当ファンドに属するとみなした額の100分の50以内の額

上記の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

上記の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める品貸料の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。（信託約款第38条）。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日および毎計算期末（ただし、当日が休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

上記に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

ファンドの組入れ有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および先物取引、オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

信託財産において資金借入れを行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

（５）【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税制が改正された場合には、その内容が変更されることがあります。

個人の受益者に対する課税

・収益分配時

平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度の適用があります。また、総合課税または申告分離課税を選択し、確定申告をすることもできます。

・解約時および償還時

解約時および償還時の取得価額超過額（取得価額と元本額が一致する場合には元本超過額）は譲渡益として取り扱われ、これについては、申告分離課税が適用されます。また選択により、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用をすることにより、この譲渡益を申告不要とすることも可能です。平成25年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用となります。

解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得（申告分離課

税が行なわれるものに限ります。)および株式等の譲渡益等との通算が可能 となります。

法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに解約時および償還時の元本超過額については、平成25年12月31日までは7% (所得税のみ)、平成26年1月1日以降は15% (所得税のみ) の税率で源泉徴収されます。受益者が、確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記の内容は、税法もしくは確定拠出年金が改正された場合等には変更となることがあります。所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

<参考情報> マザーファンド（親投資信託受益証券）の投資状況

ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	99,845,087,035	98.31
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		1,716,872,607	1.69
純資産総額		101,561,959,642	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	133,758,463,700	76.00
特殊債券	日本	15,542,155,435	8.83
社債券	日本	13,799,975,474	7.84
地方債証券	日本	12,443,076,117	7.07
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		459,162,325	0.26
純資産総額		176,002,833,051	100.00

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

種類	国/地域名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	69,091,477,495	55.68
	イギリス	12,870,308,811	10.37
	カナダ	6,795,293,441	5.48
	フランス	4,899,455,763	3.95
	スイス	4,793,184,605	3.86
	オーストラリア	4,516,612,553	3.64
	ドイツ	4,373,628,618	3.52
	スペイン	1,823,909,412	1.47
	スウェーデン	1,707,312,325	1.38
	香港	1,512,333,385	1.22
	オランダ	1,379,929,290	1.11
	イタリア	1,258,877,046	1.01
	シンガポール	911,047,733	0.73
	デンマーク	585,080,296	0.47
	ベルギー	530,397,537	0.43
ノルウェー	516,572,335	0.42	

	フィンランド	464,972,046	0.38
	イスラエル	363,538,487	0.29
	アイルランド	150,175,245	0.12
	オーストリア	136,404,014	0.11
株式	ポルトガル	121,504,332	0.10
	ニュージーランド	66,000,710	0.05
	ギリシャ	47,506,996	0.04
	小計	118,915,522,475	95.83
投資証券	アメリカ	1,525,073,542	1.23
	オーストラリア	326,194,911	0.26
	フランス	145,662,953	0.12
	イギリス	129,405,921	0.10
	香港	46,515,750	0.04
	シンガポール	31,105,343	0.03
	カナダ	30,356,748	0.02
	オランダ	15,232,800	0.01
	小計	2,249,547,968	1.81
	コール・ローン、その他資産（負債控除後）		2,925,673,583
純資産総額		124,090,744,026	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

（平成23年12月30日現在）

種類	国／地域名	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	94,291,621,407	40.99
	フランス	21,694,834,003	9.43
	ドイツ	21,440,288,884	9.32
	イギリス	19,864,239,368	8.64
	イタリア	19,267,473,166	8.38
	スペイン	9,426,594,003	4.10
	カナダ	6,977,969,836	3.03
	オランダ	5,955,713,806	2.59
	ベルギー	5,770,039,338	2.51
	オーストリア	3,882,677,263	1.69
	オーストラリア	3,282,381,848	1.43
	メキシコ	1,958,523,735	0.85
	デンマーク	1,934,933,945	0.84
	ポーランド	1,606,026,384	0.70
	アイルランド	1,516,862,555	0.66
	スウェーデン	1,412,054,467	0.61
	フィンランド	1,392,628,229	0.60
	ポルトガル	1,359,275,614	0.59
	マレーシア	1,205,383,689	0.52
	スイス	1,029,918,465	0.45
シンガポール	901,545,725	0.39	
ノルウェー	671,318,748	0.29	

	小計	226,842,304,478	98.61
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		3,187,799,096	1.39
純資産総額		230,030,103,574	100.00

（注）投資比率は、純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率です。

（２）【投資資産】

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

【投資有価証券の主要銘柄】

該当する事項はありません。

【投資不動産物件】

該当する事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当する事項はありません。

<参考情報> マザーファンド（親投資信託受益証券）の投資資産

ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年12月30日現在）

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	1,292,200	3,624	4,682,622,863	2,565	3,314,493,000	3.26
2	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	7,514,400	438	3,293,677,760	327	2,457,208,800	2.42
3	日本	株式	キヤノン	電気機器	624,800	3,814	2,382,780,249	3,410	2,130,568,000	2.10
4	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	848,500	3,367	2,856,618,986	2,348	1,992,278,000	1.96
5	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	457,100	3,999	1,828,139,650	3,935	1,798,688,500	1.77
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	750,700	2,963	2,224,211,854	2,144	1,609,500,800	1.58
7	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	394,600	4,021	1,586,568,182	3,380	1,333,748,000	1.31
8	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	12,750,900	162	2,063,614,716	104	1,326,093,600	1.31
9	日本	株式	ファナック	電気機器	104,700	12,750	1,334,879,383	11,780	1,233,366,000	1.21
10	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	情報・通信業	8,179	153,989	1,259,479,054	141,500	1,157,328,500	1.14
11	日本	株式	三菱商事	卸売業	722,900	2,239	1,618,571,062	1,555	1,124,109,500	1.11
12	日本	株式	三井物産	卸売業	856,800	1,476	1,264,477,273	1,197	1,025,589,600	1.01
13	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	449,700	3,324	1,494,910,058	2,267	1,019,469,900	1.00
14	日本	株式	日立製作所	電気機器	2,259,000	497	1,122,592,385	404	912,636,000	0.90
15	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	2,498	334,103	834,589,441	362,000	904,276,000	0.89
16	日本	株式	小松製作所	機械	499,000	2,569	1,282,066,491	1,799	897,701,000	0.88
17	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	415,200	2,265	940,249,783	2,145	890,604,000	0.88
18	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,270,600	818	1,039,662,270	692	879,255,200	0.87
19	日本	株式	ソニー	電気機器	627,500	2,728	1,711,949,915	1,382	867,205,000	0.85
20	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	174,900	5,632	985,044,461	4,900	857,010,000	0.84
21	日本	株式	三菱地所	不動産業	695,000	1,614	1,121,397,092	1,150	799,250,000	0.79
22	日本	株式	KDDI	情報・通信業	1,541	533,881	822,711,149	495,000	762,795,000	0.75
23	日本	株式	パナソニック	電気機器	1,149,100	1,063	1,221,218,276	654	751,511,400	0.74
24	日本	株式	三菱電機	電気機器	1,006,000	950	955,735,947	738	742,428,000	0.73
25	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	233,800	3,163	739,513,488	3,130	731,794,000	0.72
26	日本	株式	信越化学工業	化学	188,900	4,363	824,143,067	3,790	715,931,000	0.70
27	日本	株式	東芝	電気機器	2,117,000	495	1,048,920,733	315	666,855,000	0.66
28	日本	株式	国際石油開発帝石	鉱業	1,370	576,179	789,364,862	485,000	664,450,000	0.65
29	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	376,900	2,587	974,925,434	1,705	642,614,500	0.63
30	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	791,900	839	664,684,588	782	619,265,800	0.61

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	電気機器	13.51
	輸送用機器	9.37
	銀行業	9.16
	情報・通信業	6.67
	化学	6.00
	卸売業	5.44
	医薬品	5.09
	機械	4.96
	小売業	4.31
	陸運業	4.17
	食料品	3.64
	電気・ガス業	3.17
	建設業	2.37
	不動産業	2.16
	保険業	2.11
	サービス業	1.92
	鉄鋼	1.85
	その他製品	1.61
	精密機器	1.35
	ガラス・土石製品	1.17
	非鉄金属	1.13
	繊維製品	0.93
	証券、商品先物取引業	0.92
	石油・石炭製品	0.91
	ゴム製品	0.78
	その他金融業	0.78
	鉱業	0.73
	金属製品	0.67
	パルプ・紙	0.41
	海運業	0.38
空運業	0.29	
倉庫・運輸関連業	0.24	
水産・農林業	0.11	
合計	98.31	

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所	買建 / 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	TOPIX先物 (2012年3月限)	東京証券取引所	買建	325	2,407,864,000	2,366,000,000	2.33

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年12月30日現在）

順位	国/地域名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	国債証券	第273回利付国債(10年)	1.500	2015/09/20	2,000,000,000	104.43	2,088,620,000	104.58	2,091,740,000	1.19
2	日本	国債証券	第264回利付国債(10年)	1.500	2014/09/20	2,000,000,000	103.84	2,076,960,000	103.58	2,071,600,000	1.18
3	日本	国債証券	第305回利付国債(10年)	1.300	2019/12/20	1,800,000,000	101.47	1,826,460,000	104.63	1,883,484,000	1.07
4	日本	国債証券	第267回利付国債(10年)	1.300	2014/12/20	1,800,000,000	103.23	1,858,248,000	103.26	1,858,680,000	1.06
5	日本	国債証券	第304回利付国債(10年)	1.300	2019/09/20	1,700,000,000	101.71	1,729,206,000	104.84	1,782,365,000	1.01
6	日本	国債証券	第311回利付国債(10年)	0.800	2020/09/20	1,700,000,000	96.24	1,636,233,000	99.79	1,696,532,000	0.96
7	日本	国債証券	第83回利付国債(5年)	0.900	2014/06/20	1,600,000,000	101.75	1,628,000,000	101.81	1,629,104,000	0.93
8	日本	国債証券	第310回利付国債(10年)	1.000	2020/09/20	1,600,000,000	98.30	1,572,860,000	101.46	1,623,392,000	0.92
9	日本	国債証券	第71回利付国債(5年)	1.300	2013/03/20	1,600,000,000	102.17	1,634,864,000	101.41	1,622,608,000	0.92
10	日本	国債証券	第286回利付国債(10年)	1.800	2017/06/20	1,500,000,000	106.61	1,599,240,000	107.61	1,614,195,000	0.92
11	日本	国債証券	第288回利付国債(10年)	1.700	2017/09/20	1,500,000,000	105.98	1,589,715,000	107.22	1,608,300,000	0.91
12	日本	国債証券	第285回利付国債(10年)	1.700	2017/03/20	1,500,000,000	105.96	1,589,505,000	106.86	1,603,005,000	0.91
13	日本	国債証券	第300回利付国債(10年)	1.500	2019/03/20	1,500,000,000	103.75	1,556,250,000	106.50	1,597,575,000	0.91
14	日本	国債証券	第274回利付国債(10年)	1.500	2015/12/20	1,500,000,000	104.59	1,568,925,000	104.81	1,572,165,000	0.89
15	日本	国債証券	第260回利付国債(10年)	1.600	2014/06/20	1,500,000,000	104.03	1,560,525,000	103.52	1,552,935,000	0.88
16	日本	国債証券	第256回利付国債(10年)	1.400	2013/12/20	1,500,000,000	103.06	1,545,930,000	102.47	1,537,110,000	0.87
17	日本	国債証券	第91回利付国債(5年)	0.400	2015/09/20	1,500,000,000	99.51	1,492,650,000	100.53	1,507,980,000	0.86
18	日本	国債証券	第90回利付国債(5年)	0.300	2015/06/20	1,500,000,000	99.20	1,488,000,000	100.22	1,503,330,000	0.85
19	日本	国債証券	第284回利付国債(10年)	1.700	2016/12/20	1,400,000,000	105.93	1,483,132,000	106.65	1,493,114,000	0.85
20	日本	国債証券	第278回利付国債(10年)	1.800	2016/03/20	1,400,000,000	106.19	1,486,702,000	106.26	1,487,710,000	0.85
21	日本	国債証券	第270回利付国債(10年)	1.300	2015/06/20	1,400,000,000	103.43	1,448,132,000	103.66	1,451,296,000	0.82
22	日本	国債証券	第303回利付国債(10年)	1.400	2019/09/20	1,350,000,000	102.57	1,384,695,000	105.57	1,425,316,500	0.81
23	日本	国債証券	第122回利付国債(20年)	1.800	2030/09/20	1,400,000,000	96.24	1,347,416,000	101.49	1,420,874,000	0.81
24	日本	国債証券	第313回利付国債(10年)	1.300	2021/03/20	1,300,000,000	101.35	1,317,628,000	103.48	1,345,318,000	0.76
25	日本	国債証券	第312回利付国債(10年)	1.200	2020/12/20	1,300,000,000	99.59	1,294,762,000	102.86	1,337,297,000	0.76
26	日本	国債証券	第84回利付国債(5年)	0.700	2014/06/20	1,300,000,000	101.18	1,315,358,000	101.33	1,317,303,000	0.75
27	日本	国債証券	第89回利付国債(5年)	0.400	2015/06/20	1,300,000,000	99.62	1,295,086,000	100.56	1,307,345,000	0.74
28	日本	国債証券	第279回利付国債(10年)	2.000	2016/03/20	1,200,000,000	107.19	1,286,376,000	107.11	1,285,404,000	0.73
29	日本	国債証券	第296回利付国債(10年)	1.500	2018/09/20	1,200,000,000	104.12	1,249,440,000	106.38	1,276,596,000	0.73

30	日本	国債証券	第297回利付国債(10年)	1.400	2018/12/20	1,200,000,000	103.18	1,238,220,000	105.72	1,268,736,000	0.72
										投資比率：合計	26.57

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	76.00
特殊債券	-	8.83
社債券	-	7.84
地方債証券	-	7.07
合計		99.74

(注) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年12月30日現在）

順位	国/ 地域名	種類	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	アメリカ	株式	EXXON MOBIL CORPORATION	エネルギー	371,500	5,981	2,221,769,941	6,629	2,462,632,560	1.98
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	70,808	29,013	2,054,321,914	31,494	2,230,029,191	1.80
3	アメリカ	株式	IBM CORP	ソフトウェア・サービス	91,761	14,066	1,290,735,515	14,474	1,328,115,056	1.07
4	アメリカ	株式	CHEVRON CORPORATION	エネルギー	152,400	7,571	1,153,835,426	8,355	1,273,258,992	1.03
5	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	575,183	1,931	1,110,713,804	2,023	1,163,477,181	0.94
6	アメリカ	株式	GENERAL ELECTRIC CO	資本財	810,539	1,160	940,128,623	1,405	1,138,614,224	0.92
7	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲料・タバコ	252,501	4,192	1,058,580,899	4,432	1,119,130,892	0.90
8	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO	家庭用品・パーソナル用品	211,479	4,861	1,028,016,802	5,206	1,101,012,078	0.89
9	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	209,520	4,881	1,022,565,963	5,122	1,073,059,026	0.86
10	アメリカ	株式	AT & T INC	電気通信サービス	453,116	2,181	988,420,173	2,345	1,062,745,425	0.86
11	アメリカ	株式	PFIZER	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	598,595	1,508	902,774,640	1,688	1,010,269,971	0.81
12	アメリカ	株式	GOOGLE INC-CL A	ソフトウェア・サービス	19,450	45,317	881,415,225	49,940	971,336,423	0.78
13	アメリカ	株式	COCA-COLA CO	食品・飲料・タバコ	158,035	5,146	813,186,571	5,454	861,960,565	0.69
14	イギリス	株式	VODAFONE GROUP PLC	電気通信サービス	3,883,867	203	790,123,726	214	832,701,064	0.67
15	アメリカ	株式	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL INC-W/I	食品・飲料・タバコ	134,633	5,789	779,325,867	6,149	827,889,821	0.67
16	アメリカ	株式	WELLS FARGO COMPANY	銀行	380,551	1,872	712,383,556	2,158	821,252,804	0.66
17	イギリス	株式	HSBC HOLDINGS PLC	銀行	1,365,135	583	795,785,728	589	804,699,575	0.65
18	イギリス	株式	BP PLC	エネルギー	1,449,195	526	761,879,896	552	800,164,881	0.64
19	イギリス	株式	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	エネルギー	276,913	2,565	710,318,425	2,848	788,616,019	0.64

20	スイス	株式	NOVARTIS AG-REG SHS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	178,559	4,038	720,977,084	4,403	786,238,577	0.63
21	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	各種金融	300,974	2,220	668,238,847	2,598	781,951,760	0.63
22	アメリカ	株式	INTEL CORP	半導体・半導体製造装置	401,587	1,833	736,152,824	1,909	766,435,616	0.62
23	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG GENUSS	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	53,776	11,709	629,658,021	13,156	707,475,926	0.57
24	イギリス	株式	GLAXOSMITHKLINE PLC	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	390,637	1,638	639,786,333	1,765	689,630,695	0.56
25	アメリカ	株式	MERCK & CO	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	233,674	2,680	626,357,361	2,933	685,396,266	0.55
26	アメリカ	株式	WAL-MART STORES	食品・生活必需品小売り	144,584	4,522	653,828,482	4,664	674,285,209	0.54
27	オーストラリア	株式	BHP BILLITON LTD	素材	245,787	2,767	680,188,368	2,730	670,910,026	0.54
28	アメリカ	株式	VERIZON COMMUNICATIONS	電気通信サービス	214,199	2,848	609,956,542	3,113	666,905,801	0.54
29	フランス	株式	TOTAL SA	エネルギー	162,485	3,752	609,717,585	3,953	642,363,494	0.52
30	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲料・タバコ	121,114	4,949	599,384,514	5,173	626,500,873	0.50
									投資比率：合計	23.66

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
株式	エネルギー	12.46
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.01
	資本財	7.23
	食品・飲料・タバコ	7.01
	素材	6.99
	銀行	6.91
	ソフトウェア・サービス	5.75
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.39
	電気通信サービス	4.28
	各種金融	4.14
	公益事業	3.88
	保険	3.83
	小売	2.69
	ヘルスケア機器・サービス	2.66
	メディア	2.50
	食品・生活必需品小売り	2.39
	家庭用品・パーソナル用品	1.85
	運輸	1.78
	消費者サービス	1.73
	半導体・半導体製造装置	1.62
自動車・自動車部品	1.17	
耐久消費財・アパレル	1.15	
商業・専門サービス	0.81	
不動産	0.60	

	小計	95.83
投資証券		1.81
合計		97.64

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率です。

(注2) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	資産の名称	取引所等	買建 / 売建	通貨	数量	簿価金額 (現地通貨)	評価金額 (現地通貨)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	S&P 500	シカゴ商業取引所	買建	アメリカ・ドル	72	22,149,774.99	22,633,200.00	1,759,504,968	1.42
	EURO STOXX 50	ユーレックス・ドイツ 金融先物取引所	買建	ユーロ	178	4,034,118.03	4,054,840.00	408,362,936	0.33
	FTSE100INDEX	ロンドン国際金融先物 オプション取引所	買建	イギリス・ポンド	55	2,975,739.58	3,029,675.00	362,985,361	0.29
	S&P 60	モントリオール取引所	買建	カナダ・ドル	20	2,682,728.00	2,683,200.00	204,513,504	0.16
	SPI 200	シドニー先物取引所	買建	オーストラリア ・ドル	20	2,092,000.00	2,017,500.00	159,624,600	0.13
	FSMI INDEX	ユーレックス・チュー リッヒ取引所	買建	スイス・フラン	28	1,593,597.56	1,627,920.00	134,612,704	0.11

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該取引の評価金額（平成23年12月30日のわが国の対顧客電信
売買相場の仲値により邦貨換算しています）の比率です。

(注2) 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しています。

(注3) 先物取引の評価においては、原則として主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価し
ています。

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

（平成23年12月30日現在）

順位	国/ 地域 名	種類	銘柄名	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価 単価 (円)	簿価金額 (円)	評価 単価 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2013/11/15	30,000,000	8,432	2,529,525,109	8,351	2,505,295,884	1.09
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.375	2013/06/30	26,800,000	7,769	2,082,129,855	7,791	2,088,078,053	0.91
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.500	2013/12/31	24,500,000	7,832	1,918,914,725	7,964	1,951,198,203	0.85
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2015/11/15	21,800,000	8,600	1,874,797,275	8,930	1,946,823,385	0.85
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.125	2012/12/15	24,000,000	7,830	1,879,193,472	7,847	1,883,186,198	0.82
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2015/08/15	21,000,000	8,517	1,788,651,637	8,802	1,848,476,065	0.80
7	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.125	2013/09/30	23,000,000	7,758	1,784,248,395	7,757	1,784,032,715	0.78
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2016/02/15	19,750,000	8,629	1,704,287,794	8,980	1,773,592,233	0.77
9	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2013/08/15	21,000,000	8,390	1,761,837,168	8,278	1,738,279,615	0.76
10	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	0.625	2014/07/15	20,700,000	7,846	1,624,052,978	7,828	1,620,402,065	0.70
11	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.375	2039/11/15	15,000,000	7,373	1,105,936,625	10,055	1,508,280,382	0.66
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.250	2039/05/15	15,200,000	7,229	1,098,748,302	9,854	1,497,738,840	0.65
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.875	2015/06/30	18,300,000	7,735	1,415,528,790	8,138	1,489,221,645	0.65
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.125	2021/05/15	17,000,000	8,338	1,417,433,060	8,663	1,472,742,320	0.64

15	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.125	2015/05/15	16,500,000	8,478	1,398,795,255	8,714	1,437,840,947	0.63
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2020/11/15	17,000,000	7,360	1,251,144,655	8,357	1,420,698,500	0.62
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2013/05/15	17,000,000	8,248	1,402,114,442	8,136	1,383,165,628	0.60
18	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.500	2018/02/15	15,500,000	8,118	1,258,328,183	8,853	1,372,159,587	0.60
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.500	2038/05/15	13,300,000	7,568	1,006,478,432	10,211	1,358,020,778	0.59
20	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	11.250	2015/02/15	12,900,000	10,613	1,369,085,359	10,373	1,338,177,643	0.58
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.750	2017/08/15	14,000,000	8,675	1,214,500,924	9,346	1,308,502,577	0.57
22	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.625	2018/04/30	15,300,000	7,882	1,205,887,089	8,449	1,292,758,983	0.56
23	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1.875	2014/04/30	16,000,000	7,890	1,262,400,423	8,054	1,288,643,116	0.56
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	8.750	2017/05/15	11,500,000	10,486	1,205,840,688	10,946	1,258,810,780	0.55
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2021/02/15	13,800,000	8,355	1,152,980,160	9,009	1,243,292,554	0.54
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/10/31	15,000,000	7,971	1,195,616,323	8,207	1,231,051,770	0.54
27	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2.375	2014/08/31	15,000,000	8,000	1,199,995,855	8,187	1,228,054,893	0.53
28	フランス	国債証券	FRENCH GOVERNMENT BOND	3.000	2015/10/25	11,600,000	10,341	1,199,530,021	10,564	1,225,384,936	0.53
29	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4.750	2041/02/15	11,400,000	8,112	924,749,164	10,672	1,216,633,643	0.53
30	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3.625	2020/02/15	13,500,000	7,898	1,066,281,840	9,003	1,215,445,853	0.53
投資比率：合計										19.99	

(注1) 評価金額の上位30銘柄について記載しています。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

(注3) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券		98.61
合計		98.61

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率です。

(注2) 平成23年12月30日のわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

投資不動産物件

該当する事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当する事項はありません。

(3) 【運用実績】

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

【純資産の推移】

該当する事項はありません。

【分配の推移】

該当する事項はありません。

【収益率の推移】

該当する事項はありません。

（４）【設定及び解約の実績】

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

<参考情報>

(平成23年12月30日現在)

基準価額・純資産の推移

該当する事項はありません。

分配の推移

該当する事項はありません。

<基準価額・純資産総額>

該当する事項はありません。

主要な資産の状況

マザーファンド	投資比率	投資銘柄 (上位3銘柄)	国/ 地域名	種類	業種	利率	償還日	投資比率
ステート・ストリート日本株式 インデックス・マザーファンド	-%	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機器	-	-	3.26%
		三菱UFJフィナンシャル・グループ	日本	株式	銀行業	-	-	2.42%
		キヤノン	日本	株式	電気機器	-	-	2.10%
ステート・ストリート日本債券 インデックス・マザーファンド	-%	第273回利付国債	日本	国債証券	-	1.500%	2015/9/20	1.19%
		第264回利付国債	日本	国債証券	-	1.500%	2014/9/20	1.18%
		第305回利付国債	日本	国債証券	-	1.300%	2019/12/20	1.07%
ステート・ストリート外国株式 インデックス・オープン・ マザーファンド	-%	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	-	-	1.98%
		APPLE INC	アメリカ	株式	テクノロジー・ハード ウェアおよび機器	-	-	1.80%
		IBM CORP	アメリカ	株式	ソフトウェア・サービス	-	-	1.07%
ステート・ストリート外国債券 インデックス・マザー・ファンド	-%	アメリカ国債	アメリカ	国債証券	-	4.250%	2013/11/15	1.09%
		アメリカ国債	アメリカ	国債証券	-	0.375%	2013/6/30	0.91%
		アメリカ国債	アメリカ	国債証券	-	1.500%	2013/12/31	0.85%

※各マザーファンドの投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する各マザーファンドの評価金額の比率ですが、平成23年12月30日現在、各マザーファンドへ投資していません。また、投資銘柄（上位3銘柄）の投資比率は、各マザーファンド純資産総額に対する各投資銘柄の評価金額の比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

該当する事項はありません。

- 上記の運用実績は、過去の実績であり将来の成果を保証するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- 1) お申込日が原則として米国もしくは英国の取引所 または銀行の休業日またはフランス及びドイツの両国の取引所または銀行の休業日に当たる場合を除き、営業時間内においていつでも、お申込日の翌営業日の基準価額にて申込取扱場所においてお申込みいただくことができます（信託約款第11条第3項）。この場合のお申込みの受付は、販売会社の毎営業日の午後3時までとし、この時間を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとさせていただきます。
金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品取引所」といい、金融商品取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「取引所」といいます。以下同じとします。
- 2) お申込単位は、販売会社が定める単位にて受け付けます。なお、1億円または1億口を超える大口の取得の申込には、制限を設けることがあります。
- 3) ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に所定の方法で取引口座を開設のうえ、取得申込みを行います。なお、確定拠出年金制度のご利用による取得の申込みの場合は、確定拠出年金制度にかかる手続きが必要となります。
- 4) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、戦争等）により市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等）があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込を取り消すことができます（信託約款第11条第7項）。
- 5) 償還乗換えでこのファンドをお申込みになる場合には、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額と元本のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を無料とします。

2【換金（解約）手続等】

- 1) 委託会社は、受益権の買戻しを行いません。ただし、受益者（販売会社を含みます。以下同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に1口以上1口単位をもって委託会社に対して一部解約の実行を請求することができます。なお、1億円または1億口を超える大口の解約請求には、制限を設けることがあります（信託約款第45条第1項）。一部解約の請求の受付は、営業日の午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとさせていただきます。
- 2) 受益者が、上記1)の一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。（信託約款第45条第2項）。
- 3) 上記1)の規定にかかわらず、解約請求日が米国もしくは英国の取引所（または銀行の休業日、またはフランスおよびドイツの両国の取引所または銀行の休業日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。（信託約款第45条第3項）。
- 4) 委託会社は、一部解約の申込みを受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、上記1)の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます（信託約款第44条第4項）。一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目に当該受益者に支払います（信託約款第42条第4項）。
- 5) 上記4)の一部解約の価額は、解約請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

- 6) 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更、クーデター等政変、テロリズム、戦争、天災地変等)による市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等)があるときは、委託者の判断により、上記1)による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた第1項による一部解約の実行の請求を取り消すことができます。(信託約款第45条第6項)。
- 7) 上記5)の規定により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして上記5)の規定に準じて計算された価額とします。(信託約款第45条第7項)。
- 8) 解約価額は、販売会社又は委託会社においてご確認いただけます。ご照会方法の詳細については、3(1)3)をご参照ください。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、算出日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び約款25条に定める借入公社債を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法^{*}により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」）を、算出日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

* 一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額算出日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日 [*] の取引所の終値で評価します。 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

2) 基準価額の算出頻度

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

3) 基準価額の公表

基準価額は、販売会社でご確認いただけます。

また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

電話番号 03 - 4530 - 7333

(受付時間：原則として委託会社の毎営業日午前9時～午後5時)

ホームページアドレス：<http://www.ssga.co.jp/public/nav.htm>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

当ファンドの信託期間は無期限ですが、下記（５）１）の理由により信託は終了します。

（４）【計算期間】

- １）当ファンドの計算期間は、毎年２月２１日から翌年２月２０日までとすることを原則とします（信託約款第３６条第１項）。
- ２）上記１）の規定にかかわらず、上記１）の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします（信託約款第３６条２項）。

（５）【その他】

１）信託の終了

・ 信託契約の解約（信託約款第４６条）

- （イ）信託期間中において、信託契約の一部を解約することによりこの信託の受益権の口数が１０億口を下回ることとなった場合または下回ることが明らかとなった場合、もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ロ）株式会社エー・エム・シーがベンチマークである「ＡＭＣリスクバジェット型資産配分モデル指数」の算出および提供をしないこととなった場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとします。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ハ）委託会社は、上記（イ）の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- （ニ）上記（ハ）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （ホ）上記（ハ）および上記（ニ）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- （ヘ）上記（ハ）から上記（ホ）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき及び上記（ロ）の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記

（ハ）から上記（ホ）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

・ 信託契約に関する監督官庁の命令（信託約款第47条第1項）

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

・ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い（信託約款第48条）

（イ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

（ロ）上記（イ）の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2）の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

・ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い（信託約款第49条）

（イ）委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

（ロ）委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

・ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い（信託約款第50条）

（イ）受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、第51条の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。

（ロ）委託者が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2）信託約款の変更等（信託約款第51条）

（a）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

（b）委託会社は、上記（a）の事項（上記（a）の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

（c）上記（b）の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている

受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- (d) 上記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 上記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 上記の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

3) 反対者の買取請求権

上記1) に規定する信託契約の解約または上記2) に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受託者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、上記1) (八)または上記2) (b) に規定する書面に付記します。(信託約款第52条)。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します(信託約款第54条)。

5) 募集・売出し契約の変更

委託会社と販売会社との間の募集・売出し契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・売出し契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

4【受益者の権利等】

受益権

当ファンドの受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、信託約款第6条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて取得申込者に帰属します(信託約款第5条)。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません(信託約款第8条)。

収益分配金、償還金および一部解約金の支払い

- 1) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。(信託約款第42条第1項)。
- 2) 上記1)の規定にかかわらず、委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関と受益権の取得申込者との間に結ばれた別に定める自動けいぞく投資約款にしたがった契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が

委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。ただし、上記2 換金（解約）手続等1）により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記1）に準じて受益者に支払います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。（信託約款第42条第2項）。

- 3) 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託会社の指定する第一種金融商品取引業者または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。（信託約款第42条第3項）。
- 4) 一部解約金は、上記2 換金（解約）手続等1）の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。（信託約款第42条第4項）。
- 5) 上記1) 2) 3) に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関の営業所等において行うものとします。（信託約款第42条第5項）。
- 6) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。（信託約款第42条第6項）。
- 7) 上記6) に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。（信託約款第47条第7項）。
- 8) 受益者が、収益分配金については上記1) に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について上記3) に規定する支払開始日から10年間、その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します（信託約款第43条）。

議決権、受益者集会に関する権利

受益者には、議決権、受益者集会に関する権利はありません。

反対した受益者の買取請求権

帳簿閲覧謄写請求権

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成され、あらた監査法人による監査を受ける予定です。

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

(1)【貸借対照表】

該当する事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当する事項はありません。

(3)【注記表】

該当する事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当する事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

当ファンドは、平成24年3月9日より運用を開始する予定のため、該当する事項はありません。

<参考情報> マザーファンド（親投資信託受益証券）の現況

ステート・ストリート日本株式インデックス・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

資産総額	102,598,613,473円
負債総額	1,036,653,831円
純資産総額（ - ）	101,561,959,642円
発行済口数	98,560,970,827口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0304円

ステート・ストリート日本債券インデックス・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

資産総額	176,656,843,051円
負債総額	654,010,000円
純資産総額（ - ）	176,002,833,051円
発行済口数	157,265,785,121口
1口当たり純資産額（ / ）	1.1191円

ステート・ストリート外国株式インデックス・オープン・マザーファンド

(平成23年12月30日現在)

資産総額	124,533,498,157円
負債総額	442,754,131円
純資産総額（ - ）	124,090,744,026円
発行済口数	144,359,425,993口
1口当たり純資産額（ / ）	0.8596円

ステート・ストリート外国債券インデックス・マザー・ファンド

(平成23年12月30日現在)

資産総額	230,166,637,632円
負債総額	136,534,058円
純資産総額（ - ）	230,030,103,574円
発行済口数	161,986,790,434口
1口当たり純資産額（ / ）	1.4201円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

受益者が委託会社に対して行う下記の手続きは、販売会社を通じて、委託会社に請求することにより行うことができます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

（1）受益証券の名義書換等

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。従って該当事項はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等名簿の閉鎖の時期

該当事項はありません。

（3）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（4）内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

< 受益権の譲渡 >

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

< 受益権の譲渡の対抗要件 >

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（5）その他内国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

< 受益権の再分割 >

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

< 償還金 >

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

< 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて >

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額

委託会社の資本金の額は金3億1千万円です(平成23年12月30日現在)。

発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は6,200株です(平成23年12月30日現在)。

発行済株式の総数

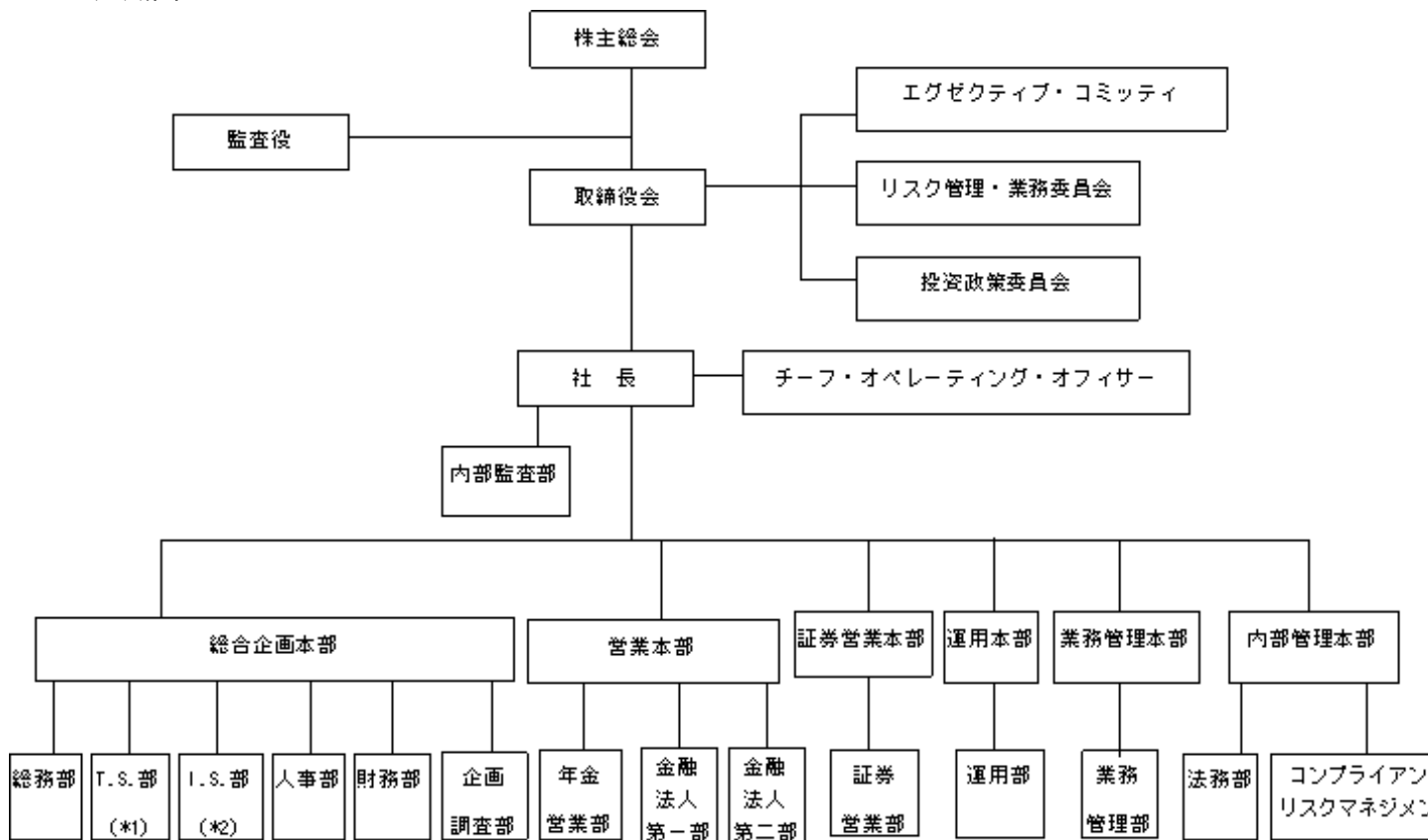
委託会社の発行済株式総数は6,200株です(平成23年12月30日現在)。

最近5年間における主な資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構

組織図



内部管理本部の代表者は内部管理統括責任者の職を担う。

(*1) T.S.部はテクノロジー・サービス部、(*2) I.S.部はインフラストラクチャー・サービス部の略称。

取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、代表取締役社長に事故があるときにその職務を代行します。監査役は、委託会社の会計監査および業務監査を行います。各部には、部長をおき、部長は、代表取締役社長または取締役の命を受け、所属員を指揮監督し、部の業務を統括します。

各部の業務分掌体制は以下の通りとなっています。

部署名	業務内容
-----	------

営業本部	年金営業部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、コンサルタントとの折衝
	金融法人第一部 金融法人第二部	投資運用業務、投資助言業務に係る顧客の開拓・サポート、投資信託販売会社との交渉・連絡、コンサルタントとの折衝等
証券営業本部	証券営業部	グループ会社の運用するETF、海外ファンド等の国内投資家向け需要喚起・勧誘、自社設定投信の企画・勧誘等
運用本部	運用部	投資一任・助言に係る資産及び投資信託の運用の指図、売買発注、運用報告の作成、運用手法・運用モデルの研究開発等
業務管理本部	業務管理部	資産運用管理業務、投資信託管理業務、運用報告書等の作成、投資パフォーマンスの計測・要因分析等
総合企画本部	企画調査部	商品設計、企画提案書の作成、契約締結手続き、勧誘資料作成、広告、営業イベント企画等
	財務部	会社経理・決算、税務申告、予算管理等の経理業務、ディスクロージャー資料作成等
	人事部	福利厚生、給与支払等の人事に関する事務的業務
	インフラストラクチャー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[コンピューター機器及び付属機器の設置・保守管理]、SSgAのソフトウェアの開発・PC管理・サポート、システム管理
	テクノロジー・サービス部	電子情報処理組織の保守および管理に関する業務[ソフトウェアの開発・保守管理、セキュリティ管理]
	総務部	備品の購入・管理、オフィスの安全・防犯管理等の総務関連業務（総務業務）、メンテナンスを含む施設管理に関する業務（管財業務）および対外広報管理等の広報に関する業務（広報業務）
内部管理本部	コンプライアンス・リスクマネジメント部	法令遵守状況の確認・指導、投資判断その他に関するリスク管理、内部管理責任者、情報管理責任者、広告審査、内部監査対応等
	法務部	法務調査・契約書類等の作成等の法務的業務
	内部監査部	経営諸活動の内部統制システムの妥当性や有効性について検証・評価し、その結果及び改善案を経営陣に対して報告

投資運用の意思決定機構

1) 運用基本方針の決定

投資政策委員会で、投資対象地域経済、産業、政治について更に精緻に分析を行い、投資対象企業、債券を様々な面より分析しつつ、基本的な運用方針を決定します。

2) 運用実施計画の作成

ファンド・マネージャーは決定された運用基本方針に基づいて、具体的な銘柄選択と運用実施計画を作成します。

3) 運用の実行

ファンド・マネージャーは運用計画に基づいて、組入有価証券の売買等を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言業、第1種金融商品取引業及び第2種金融商品取引

業を行っています。

平成23年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、116本であり、その純資産総額は896,118百万円です(親投資信託を除く、公募投資信託および私募投資信託の合計値です。)

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社（以下「委託会社」といいます）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」といいます）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規制」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）ならびに同規則第38条第1項及び第57条第1項の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び当事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1. 財務諸表

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

科 目	期 別	前事業年度 (平成22年3月31日現在)		当事業年度 (平成23年3月31日現在)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(資 産 の 部)			%		%
流動資産					
現金		69		51	
預金		6,652,255		6,661,535	
有価証券		49,072		55,860	
前払金		-		4,358	
前払費用		23,912		17,658	
未収入金		666,368		361,818	
未収委託者報酬		596,483		349,939	
未収収益		25,258		30,627	
未収消費税等		-		22,424	
未収還付法人税等		-		131,504	
繰延税金資産		79,106		24,293	
流動資産計		8,092,526	95.9	7,660,073	96.0
固定資産					
有形固定資産		190,517		172,747	
建物附属設備	1	156,889		143,387	
器具備品	1	33,628		29,360	
無形固定資産		2,851		1,667	
ソフトウェア	2	2,851		1,667	
投資その他の資産		154,500		143,436	
長期差入保証金		133,462		93,357	
繰延税金資産		16,187		45,229	
その他投資		4,850		4,850	
固定資産計		347,869	4.1	317,851	4.0
資産合計		8,440,395	100.0	7,977,925	100.0
(負 債 の 部)			%		%
流動負債					
預り金		54,823		84,273	
未払金		724,822		424,170	
未払手数料		302,298		109,589	

その他未払金	422,523			314,580		
未払費用		94,329			72,454	
未払法人税等		406,808			265	
未払消費税等		18,985			-	
賞与引当金		62,492			54,792	
その他の流動負債		3,562			-	
流動負債計		1,365,824	16.2		635,955	8.0
固定負債						
役員退職慰労引当金		37,339			0	
退職給付引当金		10,758			84,094	
固定負債計		48,098	0.6		84,094	1.1
負債合計		1,413,922	16.8		720,050	9.0
(純資産の部)			%			%
株主資本		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
資本金	310,000			310,000		
利益剰余金						
利益準備金	77,500			77,500		
その他利益剰余金						
別途積立金	31,620			31,620		
繰越利益剰余金	6,607,353			6,838,754		
純資産合計		7,026,473	83.2		7,257,874	91.0
負債・純資産合計		8,440,395	100.0		7,977,925	100.0

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

期 別	前事業年度			当事業年度		
	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日			自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月 31日		
科 目	金 額	構成比		金 額	構成比	
営業収益			%			%
委託者報酬	6,090,712			3,343,307		
投資顧問収入	2,069,761			1,785,199		
その他営業収益	16,491			18,337		
営業収益計	8,176,964	100.0		5,146,844	100.0	
営業費用						
支払手数料	3,146,528			1,355,270		
広告宣伝費	11,395			17,530		
公告費	1,140			2,400		
調査費	556,209			493,033		
調査費	240,382			248,560		
委託調査費	314,332			242,832		
図書費	1,494			1,640		
委託計算費	187,144			171,824		
営業雑経費	47,159			40,718		
通信費	7,740			7,033		
印刷費	9,869			8,341		
協会費	15,464			13,797		
諸会費	5,333			2,901		
その他	8,752			8,644		
営業費用計	3,949,576	48.3		2,080,777	40.4	
一般管理費						
給料	1,201,883			1,254,505		
役員報酬	267,365			305,535		
給料・手当	761,261			761,648		
賞与	110,764			132,528		
賞与引当金繰入額	62,492			54,792		
退職金	-			2,846		
交際費	5,925			2,992		
旅費交通費	27,228			26,905		
租税公課	21,458			14,439		
不動産賃借料	160,720			135,683		
役員退職慰労引当金繰入額	5,204			9,188		
退職給付費用	39,747			60,658		

固定資産減価償却費		21,584		31,299	
福利厚生費		87,474		87,865	
事務手数料	1	744,715		749,844	
諸経費		100,465		118,910	
一般管理費計		2,416,409	29.6	2,495,141	48.5
営業利益		1,810,977	22.1	570,925	11.1
営業外収益					
受取利息		-		0	
有価証券売却益		3,857		0	
雑収入		402		572	
営業外収益計		4,259	0.0	572	0.0
営業外費用					
為替差損		231		1,144	
有価証券売却損		-		1,620	
雑損失		-		425	
営業外費用計		231	0.0	3,190	0.1
経常利益		1,815,005	22.2	568,306	11.0
特別損失					
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額		-		20,630	
役員退職慰労金制度終了損		-		6,662	
事務処理損失		93		7,866	
特別損失計		93	0.0	35,159	0.7
税引前当期純利益		1,814,912	22.2	533,147	10.4
法人税、住民税及び事業税		816,931	10.0	275,975	5.4
法人税等調整額		13,860	0.2	25,770	0.5
当期純利益		1,011,841	12.4	231,401	4.5

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
	株主資本			
資本金				
前期末残高		310,000		310,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		310,000		310,000
利益剰余金				
利益準備金				
前期末残高		77,500		77,500
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		77,500		77,500
その他利益剰余金				
別途積立金				
前期末残高		31,620		31,620
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		31,620		31,620
繰越利益剰余金				
前期末残高		5,595,511		6,607,353
当期変動額				
当期純利益		1,011,841		231,401
当期変動額合計		1,011,841		231,401
当期末残高		6,607,353		6,838,754
利益剰余金合計				
前期末残高		5,704,631		6,716,473
当期変動額				

当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	6,716,473	6,947,874
株主資本合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874
純資産合計		
前期末残高	6,014,631	7,026,473
当期変動額		
当期純利益	1,011,841	231,401
当期変動額合計	1,011,841	231,401
当期末残高	7,026,473	7,257,874

[次△](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

科 目	期 別	第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
		金 額	構成比
(資産の部)			
流動資産			%
現金		38	
預金		6,233,401	
有価証券		77,259	
前払金		12,237	
前払費用	4	14,392	
未収入金		809,888	
未収委託者報酬		341,742	
未収収益		219,316	
繰延税金資産		67,624	
流動資産計		7,775,900	96.3
固定資産			
有形固定資産		162,272	
建物附属設備	1	136,636	
器具備品	1	25,636	
無形固定資産		3,989	
ソフトウェア	2	3,989	
投資その他の資産		132,166	
長期差入保証金		85,186	
繰延税金資産		42,129	
その他投資		4,850	
固定資産計		298,428	3.7
資 産 合 計		8,074,329	100.0
(負債の部)			
流動負債			%
預り金		32,859	
未払金		203,944	
未払手数料			
その他未払金			
未払費用		55,446	
未払法人税等		231,480	
未払消費税等	2	98	
賞与引当金		120,651	
流動負債計		644,481	8.0
固定負債			
退職給付引当金		77,303	
固定負債計		77,303	1.0
負 債 合 計		721,784	8.9
(純資産の部)			
株主資本		7,352,544	91.1
資本金		310,000	
利益剰余金		7,042,544	
利益準備金		77,500	
その他利益剰余金			
別途積立金		31,620	
繰越利益剰余金		6,933,424	
純資産合計		7,352,544	91.1
負 債 ・ 純 資 産 合 計		8,074,329	100.0

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

科 目	期 別	第15期中間会計期間 自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	
		金 額	構成比

			%
営業収益			
委託者報酬		998,446	
投資顧問収入		664,165	
その他営業収益		171,043	
営業収益計		1,833,655	100.0
営業費用・一般管理費			
営業費用		548,527	
支払手数料	252,808		
その他営業費用	295,718		
一般管理費	1	997,535	
営業費用・一般管理費計		1,546,063	84.3
営業利益		287,592	15.7
営業外収益		4,303	0.2
営業外費用		8,773	0.5
経常利益		283,121	15.4
特別損失	3	2,976	0.2
税引前中間純利益		280,145	15.3
法人税、住民税及び事業税		225,706	12.3
法人税等調整額		40,231	2.2
中間純利益		94,669	5.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第15期

(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

株主資本		
資本金		
当期首残高		310,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		310,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		77,500
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		77,500
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		31,620
当中間期変動額		
別途積立金の積立		-
当中間期変動額合計		-
当中間期末残高		31,620
繰越利益剰余金		
当期首残高		6,838,754
当中間期変動額		
剰余金の配当		-
別途積立金の積立		-
中間純利益		94,669
当中間期変動額合計		94,669
当中間期末残高		6,933,424
利益剰余金合計		
当期首残高		6,947,874
当中間期変動額		
剰余金の配当		-

中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,042,544
株主資本合計	
当期首残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544
純資産合計	
前期末残高	7,257,874
当中間期変動額	
剰余金の配当	-
中間純利益	94,669
当中間期変動額合計	94,669
当中間期末残高	7,352,544

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第15期中間会計期間 自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 売買目的の有価証券 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（取得原価は移動平均法により算定）を採用しております。
2. 固定資産の減価償却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備 6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の翌期に一括償却することとしております。
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1)消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
------------------------------	--

追加情報

15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注 記 事 項

(中間貸借対照表関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 55,188千円 器具備品 32,289千円
2. 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日
1. 当社とステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーはグループ間移転価格調整の方針に従って調整額を精算することに致しました。当中間会計期間には、ステート・ストリート・バンク アンド トラスト カンパニーから当社に支払われるべき調整額162,982千円が、損益計算書のその他営業収益に含まれております。
2. 減価償却実施額 有形固定資産 10,475千円 無形固定資産 692千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第15期中間会計期間 自 平成23年 4月 1日 至 平成23年 9月30日										
発行済株式の種類及び総数に関する事項										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">株式の種類</th> <th style="width: 20%;">当事業年度期首 株式数（株）</th> <th style="width: 20%;">当中間会計期間 増加株式数（株）</th> <th style="width: 20%;">当中間会計期間 減少株式数（株）</th> <th style="width: 25%;">当中間会計期末 株式数（株）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通株式</td> <td style="text-align: center;">6,200</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">6,200</td> </tr> </tbody> </table>	株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）	普通株式	6,200			6,200
株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期末 株式数（株）						
普通株式	6,200			6,200						

(金融商品関係)

第15期中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

1. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,233,401	6,233,401	
(2)未収入金	809,888	809,888	

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(1)預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2)未収入金

未収入金は短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 金銭債権の中間決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものはありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の中間決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
当中間会計期間において、データセンターの賃貸借契約期間満了に伴い、資産除去債務が1,714千円減少しております。 当中間会計期間末における、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額は45,614千円であります。

(デリバティブ取引関係)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)
当社はデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

第15期中間会計期間末 (平成23年9月30日 現在)

（セグメント情報）

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

（セグメント関連情報）

1. 商品およびサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦に所在している顧客への収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除いております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第15期中間会計期間

自 平成23年4月1日

至 平成23年9月30日

1株当たり純資産額 1,185,894円23銭

1株当たり中間純利益 15,269円27銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第15期中間会計期間	
自 平成23年4月1日	
至 平成23年9月30日	
中間純利益（千円）	94,669
普通株主に帰属しない金額	-

普通株式にかかる中間純利益（千円）	94,669
期中平均株式数（株）	6,200

（重要な後発事象）

第15期中間会計期間
自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

（1）定款の変更

委託会社の定款変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

その他、営業譲渡および営業譲受、出資の状況その他の重要な事項は予定されておりません。

（2）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

【重要な会計方針】

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1.有価証券 の評価基 準及び評 価方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (取得原価は移動平均法により算定)を採用しております。	(1) 有価証券 同 左
2.固定資産 の減価償 却方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物附属設備6～18年 器具備品 8年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 同 左 (2) 無形固定資産 同 左
3.外貨建の 資産及び 負債の本 邦通貨へ の換算基 準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替 相場により円貨に換算し、換算差額は損益と して処理しております。	同 左

4.引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 当事業年度から「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）を適用しております。 数理計算上の差異を翌期から償却するため、これによる営業損益、経常損益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。また、本会計基準の適用に伴い発生する退職給付債務の差額の未処理残高は20,032千円であります。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、役員退職慰労金規定に基づく期末要支給額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき金額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理 数理計算上の差異 発生翌事業年度に一括費用処理 （追記情報） 当社は、適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。この移行に伴い、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用しております。なお、この移行に伴い過去勤務債務87,216千円が発生しております。</p> <p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく要支給額を計上しておりましたが、平成23年3月29日開催の取締役会において役員退職慰労金規程の廃止を決議しました。これに伴い、役員退職慰労引当金を全額取り崩し、新退職給付制度への移行により退職給付引当金へ振り替え、また、積立不足分6,662千円を特別損失として計上しております。</p>
5.その他財務諸表作成のための重要な事項	<p>(1) 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(1) 消費税等の処理方法 同 左</p>

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 資産除去債務に関する会計基準	-	当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ9,467千円減少し、税引前当期純利益は30,098千円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による長期差入保証金の変動額は30,098千円であります。

注 記 事 項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月 31日 現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日 現在)
1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 34,935千円 器具備品 21,419千円	1. 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 48,437千円 器具備品 28,565千円
2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 5,658千円	2. 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 6,842千円
授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株	授權株式数及び発行済株式総数 授權株式数 8,800株 発行済株式数 6,200株
関係会社に係る注記 該当事項はありません。	関係会社に係る注記 該当事項はありません。

（損益計算書関係）

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日

<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>各科目に含まれている関係会社との取引は次のとおりであります。</p> <p>(但し、親会社であったステート・ストリート・バンクアンドトラストカンパニーは平成21年10月に関係会社ではなくなっております。当該金額は10月以降の関係会社でなくなった期間の金額も含めた当期中における取引金額全てについて記載しております。)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">投資顧問収入</td> <td style="text-align: right;">258,438千円</td> </tr> <tr> <td>調査費</td> <td style="text-align: right;">168,552千円</td> </tr> <tr> <td>委託調査費</td> <td style="text-align: right;">269,665千円</td> </tr> <tr> <td>役員報酬</td> <td style="text-align: right;">133,413千円</td> </tr> <tr> <td>給料・手当</td> <td style="text-align: right;">17,308千円</td> </tr> <tr> <td>賞与</td> <td style="text-align: right;">40,494千円</td> </tr> <tr> <td>事務手数料</td> <td style="text-align: right;">694,820千円</td> </tr> </table>	投資顧問収入	258,438千円	調査費	168,552千円	委託調査費	269,665千円	役員報酬	133,413千円	給料・手当	17,308千円	賞与	40,494千円	事務手数料	694,820千円	<p>1. 関係会社に係る注記</p> <p>該当事項はありません。</p>
投資顧問収入	258,438千円														
調査費	168,552千円														
委託調査費	269,665千円														
役員報酬	133,413千円														
給料・手当	17,308千円														
賞与	40,494千円														
事務手数料	694,820千円														

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株	1. 当事業年度の末日における発行済株式数 6,200株
2. 配当金支払額 該当事項はありません。	2. 配当金支払額 該当事項はありません。

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日

<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <p>該当事項はありません。</p> <p>支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2,473千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2,250千円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>60千円</td> </tr> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	支払リース料	2,473千円	減価償却費相当額	2,250千円	支払利息相当額	60千円	<p>1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (リース取引開始日が平成20年3月31日以前のもの) 該当事項はありません。</p>
支払リース料	2,473千円						
減価償却費相当額	2,250千円						
支払利息相当額	60千円						

(金融商品関係)

前事業年度(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。

同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行(これらに準ずる者を含む。)」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	6,652,325	6,652,325	
(2)未収委託者報酬	596,483	596,483	
(3)未収入金	666,368	666,368	
(4)その他未払金	422,523	422,523	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）現金及び預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

（注3）社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言業、第二種金融商品取引業及び第一種金融商品取引業を行っております。これらの事業を行うための資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については、現状必要性を想定しておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当社の営業債権である未収委託者報酬は、投資信託及び投資法人に関する法律により、信託銀行において分別管理される信託財産のため、当該報酬は、計理上日々の未払委託者報酬として投資信託財産の負債項目に計上されております。このため、顧客の信用リスクは限定されております。同じく営業債権である未収投資顧問料には、平成19年8月17日金融庁告示五九「金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引先リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算定の基準等を定める件」により定義される取引先リスクが存在しますが、取引先の多くは、「指定国の政府機関および中央銀行（これらに準ずる者を含む。）」、「我が国の地方公共団体」および「指定格付を付与された金融機関」であるため、取引先リスクは限定されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	6,661,535	6,661,535	
(2)未収委託者報酬	349,939	349,939	
(3)未収入金	361,818	361,818	
(4)その他未払金	314,580	314,580	

（注1）金融商品の時価の算定方法に関する事項

（1）預金

預金は、すべて満期のない預金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時

価としております。

(2) 未収委託者報酬、(3)未収入金及び(4)その他未払金

これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

償還予定までの期間が1年を超えるものではありません。

(注3) 社債、長期借入金、リース債務およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 49,072千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 1,112千円	売買目的の有価証券 貸借対照表計上額 55,860千円 当事業年度の損益 に含まれた評価差額 900千円

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	当事業年度 自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日
該当事項はありません。	同 左

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、確定給付型の制度として、設立時より全面的に適格退職年金制度を採用しております。当社の適格退職年金契約は、当社と同一の親会社を持つ会社（3社）との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、設立時より適格退職年金制度を設けておりましたが、退職給付制度の改定を実施し、平成23年3月31日に適格退職年金制度を廃止し、平成23年4月1日より確定給付企業年金制度（キャッシュ・バランス・プラン）へ移行するとともに、確定拠出年金制度を導入いたしました。また、平成12年9月29日より退職給付信託を設定しております。

2. 退職給付債務及びその内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日現在)	当事業年度 (平成23年3月31日現在)
退職給付債務	161,243	322,666

(1)年金資産	130,452	172,261
(2)退職給付引当金	10,758	84,094
(3)未認識数理計算上の差異	20,032	20,905
(4)未認識過去勤務債務	-	87,216

退職給付債務には、役員分53,190千円が含まれております。

3. 退職給付費用の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
退職給付費用	39,747	60,658
(1)勤務費用	29,006	36,339
(2)利息費用	3,276	1,988
(3)期待運用収益（減算）	796	966
(4)過去勤務債務の費用処理額	-	3,265
(5)数理計算上の差異の費用処理額	8,260	20,032

4. 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

	前事業年度 (平成22年3月 31日現在)	当事業年度 (平成23年3月 31日現在)
(1)割引率	1.0%	1.0%
(2)期待運用収益率	0.75%	0.75%
(3)退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4)過去勤務債務の処理年数	1年	発生時より 11年
(5)数理計算上の差異の処理年数	1年	1年

(税効果会計関係)

前事業年度	当事業年度
自 平成21年4月 1日	自 平成22年4月 1日
至 平成22年3月 31日	至 平成23年3月 31日

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千 円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)
繰延税金資産（流動）	繰延税金資産（流動）
賞与引当金繰入超過額	賞与引当金繰入超過額 17,154
25,428	その他 19,822
未払事業税 3	繰延税金資産（流動）合計 36,977
0,949	繰延税金負債（流動）との相殺
その他	12,683
26,538	繰延税金資産（流動）の純額 24,293
繰延税金資産（流動）合計	
82,915	
繰延税金負債（流動）との相殺	
3,809	
繰延税金資産（流動）の純額	
79,106	繰延税金資産（固定）
繰延税金資産（固定）	退職給付引当金 35,207
役員退職給与引当金	その他 13,831
15,193	繰延税金資産（固定）合計 49,038
退職給付引当金 5,365	繰延税金負債（固定）との相殺 3,809
その他 3,247	繰延税金資産（固定）の純額 45,229
繰延税金資産（固定）合計	
23,807	
繰延税金負債（固定）との相殺	
7,619	
繰延税金資産（固定）の純額	繰延税金資産合計 69,522
16,187	繰延税金負債（流動）
繰延税金資産合計	事業譲受に係る調整項目 3,809
95,293	未収還付事業税 8,873
繰延税金負債（流動）	
事業譲受に係る調整項目	
3,809	

繰延税金負債（流動）合計 3,809 繰延税金負債（流動）との相殺		繰延税金負債（流動）合計 12,683 繰延税金負債（流動）との相殺 12,683	
3,809		繰延税金負債（流動）の純額 -	
繰延税金負債（流動）の純額 -		繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 3,809	
繰延税金負債（固定） 事業譲受に係る調整項目 7,619		繰延税金負債（固定）合計 3,809 繰延税金負債（固定）との相殺	
繰延税金負債（固定）合計 7,619 繰延税金負債（固定）との相殺		繰延税金負債（固定）の純額 -	
7,619			
繰延税金負債（固定）の純額 -			
繰延税金資産の純額 95,293		繰延税金資産の純額 69,522 =====	
=====			
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳	
法定実効税率 40.7%		法定実効税率 40.7%	
交際費等永久に損金に 算入されない項目 3.6%		交際費等永久に損金に 算入されない項目 15.8%	
その他 0.0%		その他 0.0%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率 44.2%		税効果会計適用後の 法人税等の負担率 56.5% =====	
=====			

(企業結合関係等)

前事業年度		当事業年度	
自	平成21年4月 1日	自	平成22年4月 1日
至	平成22年3月 31日	至	平成23年3月 31日

該当事項はありません。	同 左
-------------	-----

（資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィス及びデータセンターの不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しておりますが、当該資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、不動産賃貸借契約に関する長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(2) 資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を賃貸借契約期間と見積り、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における資産除去債務の総額の増減

当事業年度において、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる金額として算定した金額は59,837千円であります。また資産除去債務の総額は、データセンターの賃貸借契約期間満了が近づいたことに伴う見積りの見直しの実施等を主な理由とし、当期中において12,509千円減少しております。

（セグメント情報）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

2. セグメント関連情報

1. 商品及びサービスに関する情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域に関する情報

営業収益

本邦に所在している顧客への収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、集計対象より除外しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客に関する情報

委託者報酬については、制度上、顧客情報を知り得ないため、記載を省略しております。

また、投資顧問料については、顧客との守秘義務契約により、開示が出来ないため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有（被 所有） 割合	前事業年度		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日					
						関係内容	関係内容				
						関係内容	関係内容				
親会社 の子会 社	ステート ・スト リート・ バンク アンド トラ ストカン パニー	米国 マサ チュー セッツ州 ボストン 市	29百万 米ドル	銀行、 投資顧 問、投 資信託 委託業 務、及 びそれ らの関 連業務	なし	なし	助言などの 投資顧問 サービスの 提供並びに 受入れ及び ソフトウェア の使用契約 及び人件 費等及び事 務手数料の 支払	投資顧問料 の受取	258,438	未収入金	33,424
								ソフトウェア 使用料の 支払	168,552	未払金	365,368
								投資顧問料 の支払	269,665	未払費用	14,565
								人件費等の 支払	191,216		
								事務手数料	694,820		
	ステート ・スト リート信 託銀行株 式会社	東京都港 区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計 理の事務 サービスの 受入、兼職社 員の人件費 支払等	投資信託計 理業務委託	41,455		
								事務所賃借 料の支払	8,722		
								人件費等の 支払	59,715	未払金	3,619

ステート・ストリート株式会社	東京都港区	1千万円	サービス業	なし	なし	備品の賃借及び事務管理サービスなどの役務の受入れ	備品賃借料の支払 役務料の支払	263 47,703	未払金	-
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国 ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	14,590	未収入金	1,052
ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国 ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	43,978		
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール シンガポール市	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	投資顧問料の受取 紹介料の受取	10,790 82	未収入金 未収収益	- 82
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・GmbH	ドイツ ミュンヘン	250万ユーロ	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	46,435	未収入金	-
タッカーマン・グループ	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	1百万ドル	不動産投資顧問業務	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の支払	4,461	未払金	2,512
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ, LLC	米国 マサチューセッツ州 ボストン市	237百万米ドル	証券業	なし	なし	ETF商品の紹介	紹介料の受取	11,647	未収収益	6,394
ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・オーストラリア	オーストラリア シドニー	8百万オーストラリアドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの受入	投資顧問料の受取	9,894	未収入金	650

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社とステート・ストリート株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 事務所賃借料、備品賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

（非上場）

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当はありません。

(2) 同一の親会社を持つ会社

種 類	会社等の 名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 (被所有) 割合	当事業年度		取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
						自	至				
						平成22年4月 1日	平成23年3月 31日				
						関連当事者 との関係					
						役員 の兼 任等	事業上 の 関係				

同一の親会社を持つ会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・ストカンパニー	米国マサチューセッツ州ボストン市	29百万米ドル	銀行、投資顧問、投資信託委託業務、及びそれらの関連業務	なし	なし	助言などの投資顧問サービスの提供並びに受入れ ソフトウェアの使用契約 人件費等及び事務手数料の支払	投資顧問料の受取 ソフトウェア使用料の支払 投資顧問料の支払 人件費等の支払 事務手数料	207,364 171,911 199,549 145,191 699,910	未収入金 未払金 未払費用	31,050 213,964 15,975
	ステート・ストリート信託銀行株式会社	東京都港区	25億円	銀行業	なし	なし	投資信託計理の事務サービスの受入れ 兼職社員の人件費支払等	投資信託計理業務委託 事務所賃借料の支払 人件費等の支払	37,966 8,694 103,543	前払金 未払金	4,358 3,658
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・ユナイテッド・キングダム	英国ロンドン	62百万ポンド	投資顧問、投資信託委託業務	なし	なし	投資顧問サービスの提供並びに受入れ	投資顧問料の受取 投資顧問料の支払	20,022 11,711	未収入金	477
	ステート・ストリート・マネジメント・S.A	ルクセンブルク大公国ルクセンブルグ市	12.5万ユーロ	サービス業	なし	あり 当社代表取締役が非常勤取締役就任	投資顧問サービスの提供	投資顧問料の受取	44,053		
	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・シンガポール	シンガポール	136万シンガポールドル	投資顧問業	なし	なし	投資顧問サービスの提供及びETF商品の紹介	紹介料の受取	121	未収収益	63

タッカー マン・グ ループ	米国 ニュー ヨーク州 ニュー ヨーク市	1百万 ドル	不動産 投資顧 問業務	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の支払	5,934	未払金	3,121
ステート ・スト リート・ グローバ ル・マー ケッツ, LLC	米国 マサ チュー セッツ州 ボストン 市	237百万 米ドル	証券業	なし	なし	E T F 商品 の紹介	紹介料の受 取	13,973	未収収益	6,701
ステート ・スト リート・ グローバ ル・アド バイザー ズ・オー ストラリ ア	オースト ラリア シドニー	8百万 オース トラリ アドル	投資顧 問業	なし	なし	投資顧問 サービスの 受入	投資顧問料 の受取	3,018		

(注) 上記(2)の金額のうち、ステート・ストリート信託銀行株式会社に関しましては、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には、消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. ソフトウェア使用料及び事務手数料については、グループ全体の費用を一定の基準で配分した金額に基づき決定しております。
2. 人件費及び事務所賃借料については、実際支払額を基として支払いを行っております。
3. 役員料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて支払われております。
4. 投資顧問料については、当社との間で締結された投資顧問契約に記載された料率に基づいて計算されております。
5. ETF商品の紹介料については、当社との間で締結された役員提供契約に基づいて計算されております。

親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ステート・ストリート・コーポレーション

(ニューヨーク証券取引所に上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インク

(非上場)

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・インターナショナル・ホールディングス

(非上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度		当事業年度	
自	平成21年4月 1日	自	平成22年4月 1日
至	平成22年3月 31日	至	平成23年3月 31日

1株当たり純資産 1,133,302円12銭 1株当たり当期純利益 163,200円20銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	1株当たり純資産 1,170,624円94銭 1株当たり当期純利益 37,322円82銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
--	---

注) 1株当たり当期純利益の算定基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当期純利益 (千円)	1,011,841	231,401
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式にかかる当期純利益 (千円)	1,011,841	231,401
期中平均株式数 (株)	6,200	6,200

(重要な後発事象)

前事業年度 自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月 31日	当事業年度 自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月 31日
当社が設定した私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌事業年度で予定しており、翌事業年度の営業収益および営業費用が、大幅に減少する可能性があります。なお、当事業年度における上記4ファンドからの営業収益および営業費用は以下のとおりです。	該当事項はありません。
委託者報酬 4,008,136千円 支払手数料 2,614,000千円	

[次へ](#)

第2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. 受託会社

名称

中央三井アセット信託銀行株式会社

(注)平成24年4月1日付で中央三井信託銀行株式会社および住友信託銀行株式会社と合併し、新商号は三井住友信託銀行株式会社となる予定です。

(再信託受託銀行：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

資本金の額（平成23年9月末日現在）

11,000百万円

(51,000百万円)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2)【関係業務の概要】

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、受益権の設定に係る振替機関への通知、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

2. 販売会社

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(1) 名称	(2) 資本金の額	(3) 事業の内容
中央三井信託銀行株式会社	399,697百万円 (平成23年9月末日現在)	銀行法に基づく銀行業営むとともに、金融商品取引法に基づく登録を受けて投資信託証券の募集の取扱い等を行っています。

(2) 関係業務の概要

当ファンドの販売会社として受益権の募集・売出しの取扱い等を行います。

(3) 資本関係

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (2) 目論見書の表紙および裏表紙に、委託会社の名称および本店の所在地、販売会社等の名称、当ファンドの基本的形態等を記載すること、委託会社および当ファンドのロゴマークを表示し、図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙等に、以下のような別称を使用することがあります。
交付目論見書 「投資信託説明書（交付目論見書）」
請求目論見書 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (4) 目論見書の表紙裏に、以下の事項を記載することがあります。
「当ファンドは、有価証券などの値動きのある証券に投資します（また、外国証券にはこの他に為替変動もあります。）ので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。」
- (5) 請求目論見書に当ファンドの信託約款の全文を記載します。
- (6) 目論見書の表紙裏などに「契約締結前のご留意事項」として、ファンドに係るリスク、手数料等について記載することがあります。
- (7) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 松村 直孝 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追加情報

重要な後発事項に記載のとおり、私募投資信託4ファンドの繰上償還を翌年事業年度で予定しており、翌年事業年度の損益に影響を与える可能性が生じている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月20日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 高木 竜二 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 丘本 正彦 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月22日

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 丘本 正彦
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 湯原 尚
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第15期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断してい

る。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。